

## ◆ 作成の流れ

- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ 住宅借入金控除

## 保険料控除申告書作成の流れ

保険料控除は、控除の種類が多く、煩雑になります。以下手順で内容を確認いただき、申告書の作成をお願いいたします。

### I. 氏名・住所等の確認

|                 |        |                      |             |
|-----------------|--------|----------------------|-------------|
| 申告書             | 勤務先TEL | カードNo<br>F03 XXXXXXX | F04 XXXXXXX |
| フリガナ<br>あなたの氏名  |        | ◎                    |             |
| あなたの住所<br>又は 居所 |        |                      |             |

(◎マークが残っていますが、)  
2021年より  
押印不要です

### II. 証明書等の確認と控除種類ごとの仕分け

一般の生命保険で新制度

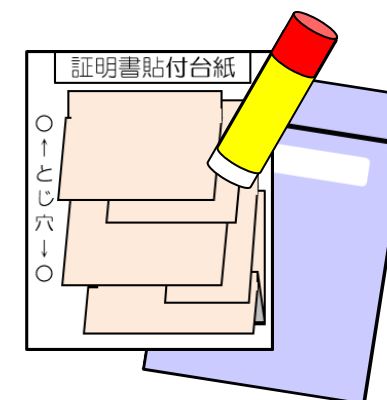
個人年金で旧制度

etc...

住宅控除

### III. 申告書への記入

### IV. 証明書等の貼付と申告書等の封入



## IV 証明書貼付と封入

# I.氏名・住所等の確認

## ◆ 作成の流れ

### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

##### III-※

生命保険・地震保険  
の控除額上限

##### III-1-①

生命保険  
／一般／新制度

##### III-1-②

生命保険  
／一般／旧制度

##### III-1-③

生命保険  
／介護医療

##### III-1-④

生命保険  
／個人年金／新制度

##### III-1-⑤

生命保険  
／個人年金／旧制度

##### III-2-⑥

地震保険／旧長期

##### III-2-⑦

地震保険／地震

##### III-3-⑧⑨

社会保険  
／国民年金・年金基金

##### III-3-⑩

社会保険／上記以外

##### III-4-⑪

小規模企業共済等

##### III-5-⑫

住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

I-1 氏名・住所を確認します。

打ち出しの氏名、住所をご確認ください。

打ち出しの内容に訂正があるときは、  
訂正部分を二重線で消して、  
正しい内容を**赤字で追記**ください。  
※住所については、異動届のご提出が必要と  
なる場合があります。

I-2 電話番号を記入します。

氏名欄の上の「勤務先TEL」に電話番号をご記入ください。  
JALネットがある場合は、JALネットの番号をご記入ください。

申告書には㊟マークが残っているものがありますが、  
2021年より、全ての申告書について、  
**押印不要**です。

## 保険料控除申告書

## ◆ 作成の流れ

### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と 仕分け

#### III 申告書の記入

##### III-※

##### 生命保険・地震保険 の控除額上限

##### III-1-①

##### 生命保険 ／一般／新制度

##### III-1-②

##### 生命保険 ／一般／旧制度

##### III-1-③

##### 生命保険 ／介護医療

##### III-1-④

##### 生命保険 ／個人年金／新制度

##### III-1-⑤

##### 生命保険 ／個人年金／旧制度

##### III-2-⑥

##### 地震保険／旧長期

##### III-2-⑦

##### 地震保険／地震

##### III-3-⑧⑨

##### 社会保険 ／国民年金・年金基金

##### III-3-⑩

##### 社会保険／上記以外

##### III-4-⑪

##### 小規模企業共済等

##### III-5-⑫

##### 住宅借入金控除

##### III-5-⑬

##### III-5-⑭

##### III-5-⑮

##### III-5-⑯

##### III-5-⑰

##### III-5-⑱

##### III-5-⑲

##### III-5-⑳

##### III-5-㉑

##### III-5-㉒

##### III-5-㉓

##### III-5-㉔

##### III-5-㉕

##### III-5-㉖

##### III-5-㉗

##### III-5-㉘

##### III-5-㉙

##### III-5-㉚

##### III-5-㉛

##### III-5-㉜

##### III-5-㉝

##### III-5-㉞

##### III-5-㉟

##### III-5-㊱

##### III-5-㊲

##### III-5-㊳

##### III-5-㊴

##### III-5-㊵

##### III-5-㊶

##### III-5-㊷

##### III-5-㊸

##### III-5-㊹

##### III-5-㊺

##### III-5-㊻

##### III-5-㊼

##### III-5-㊽

##### III-5-㊾

##### III-5-㊿

##### III-5-1

##### III-5-2

##### III-5-3

##### III-5-4

##### III-5-5

##### III-5-6

##### III-5-7

##### III-5-8

##### III-5-9

##### III-5-10

##### III-5-11

##### III-5-12

##### III-5-13

##### III-5-14

##### III-5-15

##### III-5-16

##### III-5-17

##### III-5-18

##### III-5-19

##### III-5-20

##### III-5-21

##### III-5-22

##### III-5-23

##### III-5-24

##### III-5-25

##### III-5-26

##### III-5-27

##### III-5-28

##### III-5-29

##### III-5-30

##### III-5-31

##### III-5-32

##### III-5-33

##### III-5-34

##### III-5-35

##### III-5-36

##### III-5-37

##### III-5-38

##### III-5-39

##### III-5-40

##### III-5-41

##### III-5-42

##### III-5-43

##### III-5-44

##### III-5-45

##### III-5-46

##### III-5-47

##### III-5-48

##### III-5-49

##### III-5-50

##### III-5-51

##### III-5-52

##### III-5-53

##### III-5-54

##### III-5-55

##### III-5-56

##### III-5-57

##### III-5-58

##### III-5-59

##### III-5-60

##### III-5-61

##### III-5-62

##### III-5-63

##### III-5-64

##### III-5-65

##### III-5-66

##### III-5-67

##### III-5-68

##### III-5-69

##### III-5-70

##### III-5-71

##### III-5-72

##### III-5-73

##### III-5-74

##### III-5-75

##### III-5-76

##### III-5-77

##### III-5-78

##### III-5-79

##### III-5-80

##### III-5-81

##### III-5-82

##### III-5-83

##### III-5-84

##### III-5-85

##### III-5-86

##### III-5-87

##### III-5-88

##### III-5-89

##### III-5-90

##### III-5-91

##### III-5-92

##### III-5-93

##### III-5-94

##### III-5-95

##### III-5-96

##### III-5-97

##### III-5-98

##### III-5-99

##### III-5-100

##### III-5-101

##### III-5-102

##### III-5-103

##### III-5-104

##### III-5-105

##### III-5-106

##### III-5-107

##### III-5-108

##### III-5-109

##### III-5-110

##### III-5-111

##### III-5-112

##### III-5-113

##### III-5-114

##### III-5-115

##### III-5-116

##### III-5-117

##### III-5-118

##### III-5-119

##### III-5-120

##### III-5-121

##### III-5-122

##### III-5-123

##### III-5-124

##### III-5-125

##### III-5-126

##### III-5-127

##### III-5-128

##### III-5-129

##### III-5-130

##### III-5-131

##### III-5-132

##### III-5-133

##### III-5-134

##### III-5-135

##### III-5-136

##### III-5-137

##### III-5-138

##### III-5-139

##### III-5-140

##### III-5-141

##### III-5-142

##### III-5-143

##### III-5-144

##### III-5-145

##### III-5-146

##### III-5-147

##### III-5-148

##### III-5-149

##### III-5-150

##### III-5-151

##### III-5-152

##### III-5-153

##### III-5-154

##### III-5-155

##### III-5-156

##### III-5-157

##### III-5-158

##### III-5-159

##### III-5-160

##### III-5-161

##### III-5-162

##### III-5-163

##### III-5-164

##### III-5-165

##### III-5-166

##### III-5-167

##### III-5-168

##### III-5-169

##### III-5-170

##### III-5-171

##### III-5-172

##### III-5-173

##### III-5-174

##### III-5-175

##### III-5-176

##### III-5-177

##### III-5-178

##### III-5-179

##### III-5-180

##### III-5-181

##### III-5-182

##### III-5-183

##### III-5-184

##### III-5-185

##### III-5-186

##### III-5-187

##### III-5-188

##### III-5-189

##### III-5-190

##### III-5-191

##### III-5-192

##### III-5-193

##### III-5-194

##### III-5-195

##### III-5-196

##### III-5-197

##### III-5-198

##### III-5-199

##### III-5-200

##### III-5-201

##### III-5-202

##### III-5-203

##### III-5-204

##### III-5-205

##### III-5-206

##### III-5-207

##### III-5-208

##### III-5-209

##### III-5-210

##### III-5-211

##### III-5-212

##### III-5-213

##### III-5-214

##### III-5-215

##### III-5-216

##### III-5-217

##### III-5-218

##### III-5-219

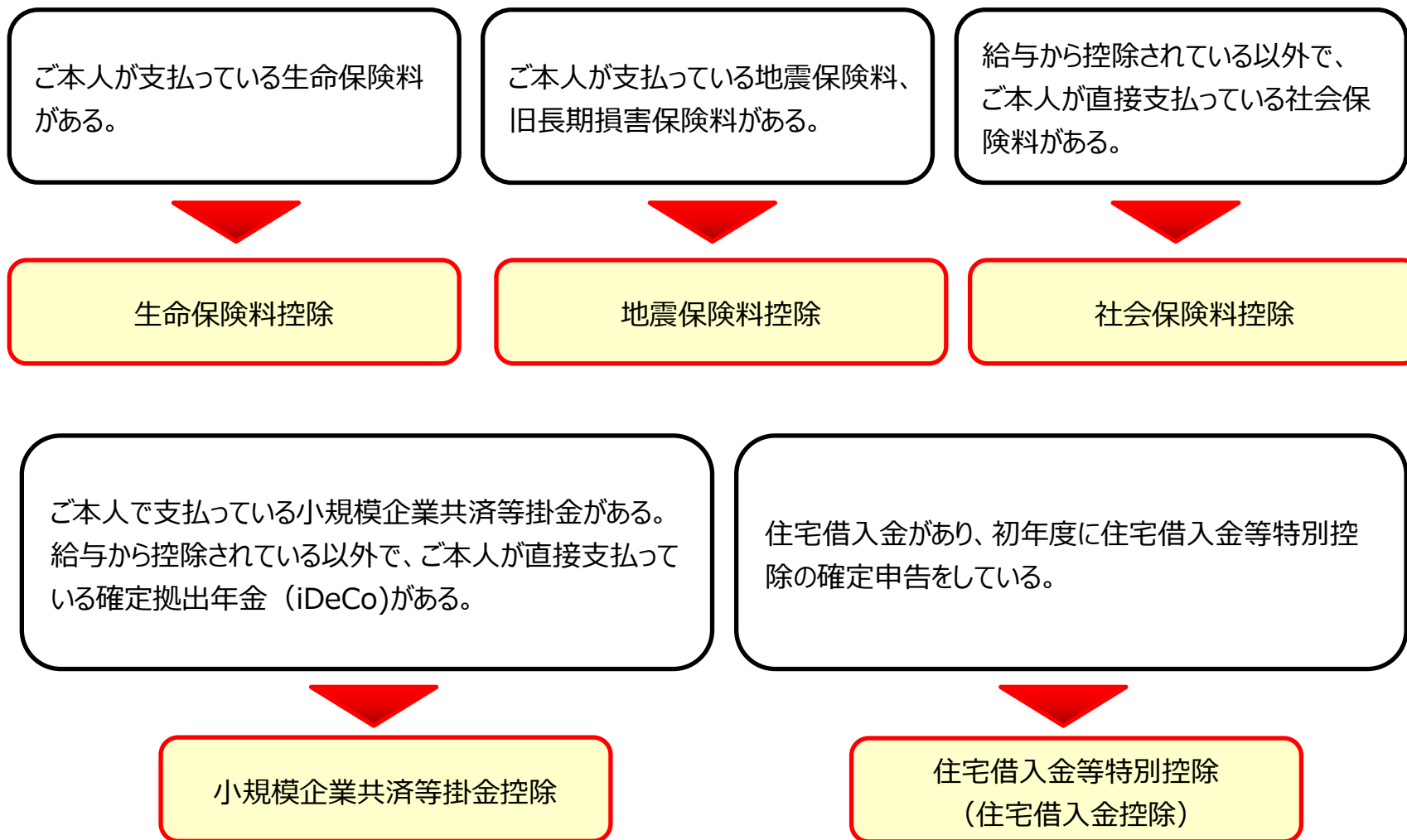
##### III-5-220

##### III-5-221

##### III-5-222

##### III-5-223

## Ⅱ-1. 次のような場合、年末調整で保険料等の控除を受けることができます



### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### Ⅱ 証明書の確認と仕分け

#### Ⅲ 申告書の記入

##### Ⅲ-※

生命保険・地震保険の控除額上限

##### Ⅲ-1-①

生命保険  
／一般／新制度

##### Ⅲ-1-②

生命保険  
／一般／旧制度

##### Ⅲ-1-③

生命保険  
／介護医療

##### Ⅲ-1-④

生命保険  
／個人年金／新制度

##### Ⅲ-1-⑤

生命保険  
／個人年金／旧制度

##### Ⅲ-2-⑥

地震保険／旧長期

##### Ⅲ-2-⑦

地震保険／地震

##### Ⅲ-3-⑧⑨

社会保険  
／国民年金・年金基金

##### Ⅲ-3-⑩

社会保険／上記以外

##### Ⅲ-4-⑪

小規模企業共済等

##### Ⅲ-5-⑫

住宅借入金控除

#### Ⅳ 証明書貼付と封入

## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(1/8)

Ⅱ-2- ① 証明書等に記載の氏名と、証明している「年分」「日付」を確認します。

保険会社などから送付された証明書を手元に用意し、次の点をご確認ください。

本人が支払ったものである。

証明書の氏名が、本人・家族の氏名である。

証明書の「○年分」「証明日付」が、本年のものである。

年末調整用に発行された「証明書」原紙である。

- ・「契約内容のご案内」など、「証明書」でないものは使用できません。
- ・社会保険料控除は、「証明書」があるもの（発行されるもの）と、ないものがあります。

| 社会保険料控除の   |  | 証明書類の提出                 |
|------------|--|-------------------------|
| 「証明書」があるもの | 国民年金の保険料および国民年金基金の掛金   | 「証明書」の提出が必要です。          |
| 〃 がないもの    | 上記以外…例えば、国民健康保険料や、ご両親の介護保険料を本人が支払った時の額<br>⇒「納入書兼領収証書」等で金額をご確認ください。 | 証明書類（納入書コピーなど）の提出は不要です。 |

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

**II 証明書の確認と仕分け**

III 申告書の記入

III-※  
生命保険・地震保険  
の控除額上限

III-1- ①  
生命保険  
／一般／新制度

III-1- ②  
生命保険  
／一般／旧制度

III-1- ③  
生命保険  
／介護医療

III-1- ④  
生命保険  
／個人年金／新制度

III-1- ⑤  
生命保険  
／個人年金／旧制度

III-2- ⑥  
地震保険／旧長期

III-2- ⑦  
地震保険／地震

III-3- ⑧⑨  
社会保険  
／国民年金・年金基金

III-3- ⑩  
社会保険／上記以外

III-4- ⑪  
小規模企業共済等

III-5- ⑫  
住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

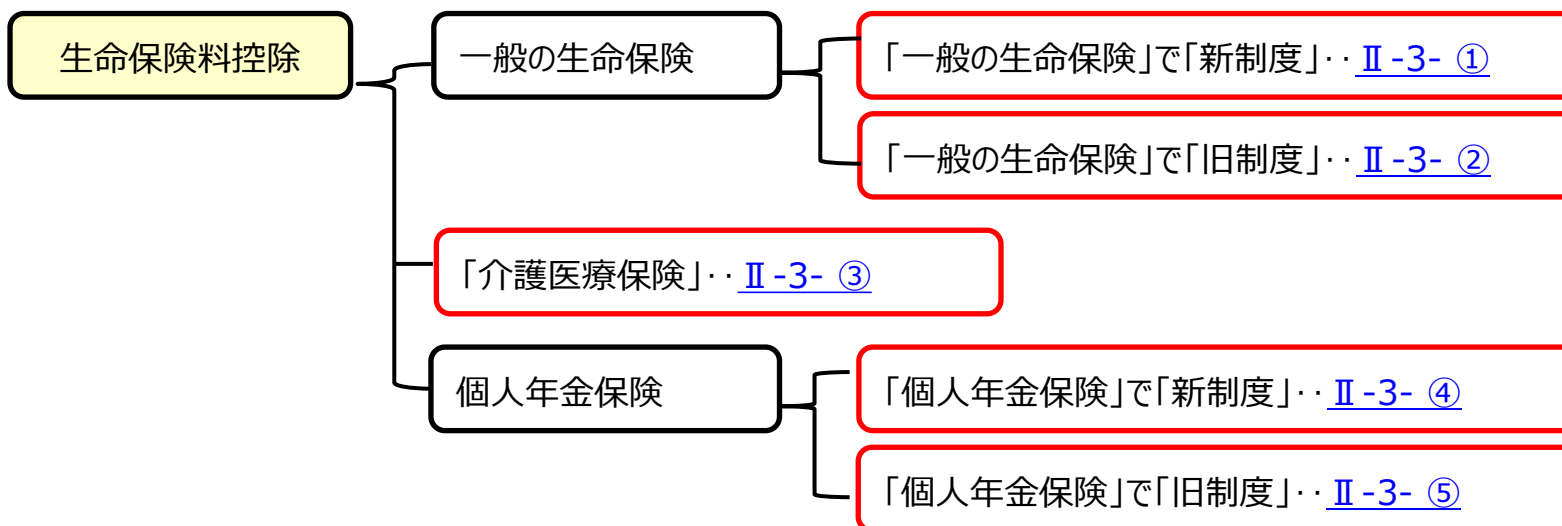
## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(2/8)

Ⅱ-2- ② 証明書等に記載の内容から、使用する控除の種類を確認します。

保険料控除は、新・旧制度などで細分化されています。各証明書から保険料控除の種類をご確認ください。（「Ⅱ-3-○」では、それぞれの証明書のサンプルなどを掲載）

証明書には、必ず、どの控除の種類に該当するか、括弧書きや太字などで記載されています。

保険プランの名称が「～年金プラン」「～共済」となっても、保険の種類は「一般の生命保険」や「介護医療保険」となるものもあります。十分に証明書の記載をご確認ください。



### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### Ⅱ 証明書の確認と仕分け

#### Ⅲ 申告書の記入

##### Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

##### Ⅲ-1- ① 生命保険 / 一般 / 新制度

##### Ⅲ-1- ② 生命保険 / 一般 / 旧制度

##### Ⅲ-1- ③ 生命保険 / 介護医療

##### Ⅲ-1- ④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度

##### Ⅲ-1- ⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

##### Ⅲ-2- ⑥ 地震保険 / 旧長期

##### Ⅲ-2- ⑦ 地震保険 / 地震

##### Ⅲ-3- ⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金

##### Ⅲ-3- ⑩ 社会保険 / 上記以外

##### Ⅲ-4- ⑪ 小規模企業共済等

##### Ⅲ-5- ⑫ 住宅借入金控除

#### Ⅳ 証明書貼付と封入

## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(3/8)

### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### Ⅱ 証明書の確認と仕分け

#### Ⅲ 申告書の記入

##### Ⅲ-※ 生命保険・地震保険 の控除額上限

##### Ⅲ-1-①

##### 生命保険 ／一般／新制度

##### Ⅲ-1-②

##### 生命保険 ／一般／旧制度

##### Ⅲ-1-③

##### 生命保険 ／介護医療

##### Ⅲ-1-④

##### 生命保険 ／個人年金／新制度

##### Ⅲ-1-⑤

##### 生命保険 ／個人年金／旧制度

##### Ⅲ-2-⑥

##### 地震保険／旧長期

##### Ⅲ-2-⑦

##### 地震保険／地震

##### Ⅲ-3-⑧⑨

##### 社会保険 ／国民年金・年金基金

##### Ⅲ-3-⑩

##### 社会保険／上記以外

##### Ⅲ-4-⑪

##### 小規模企業共済等

##### Ⅲ-5-⑫

##### 住宅借入金控除

#### Ⅳ 証明書貼付と封入

### 地震保険料控除

「旧長期損害保険」・・・Ⅱ-3-⑥

「地震保険」・・・Ⅱ-3-⑦

### 社会保険料控除

「国民年金」・・・Ⅱ-3-⑧

「国民年金基金」・・・Ⅱ-3-⑨

「国民年金保険料以外の社会保険料（国民健康保険等）の保険料」・・・Ⅱ-3-⑩

小規模企業共済等掛金控除・・・Ⅱ-3-⑪

住宅借入金等特別控除 次の2つの書類が必要

税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書」・・・Ⅱ-3-⑫-1

銀行等が発行する住宅借入金の本年の「年末残高証明書」・・・Ⅱ-3-⑫-2



# Ⅱ. 証明書の確認と仕分け

## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(4/8)

「生命保険料控除」の証明書より、以下のどれに該当するかを確認します。

証明書サンプル

- Ⅱ-3- ① 「一般の生命保険」で「新制度」
- Ⅱ-3- ② 「一般の生命保険」で「旧制度」
- Ⅱ-3- ③ 「介護医療保険」
- Ⅱ-3- ④ 「個人年金保険」で「新制度」
- Ⅱ-3- ⑤ 「個人年金保険」で「旧制度」

| 20 年分( ) 年分) 生命保険料控除証明書(一般・介護医療用) 1 / 2                 |          |               |             |           |               |            |
|---|----------|---------------|-------------|-----------|---------------|------------|
| 適用制度: <b>新制度</b>  |          |               |             |           |               |            |
| 証券番号: 1234 組番号: 501890-1号 保険種類: 配当付終身保険 保険期間: 終身        |          |               |             |           |               |            |
| 契約者: 第一 太郎 様  |          |               |             |           |               |            |
| 契約日: 2014年 1月 1日 払込方法: 口座振替毎月払 配当方法: 積立                 |          |               |             |           |               |            |
| 2014年 9月分までのお払込額を以下のとおり証明します。(ご参考)12月末時点のご申告額は以下のとおりです。 |          |               |             |           |               |            |
| 分類  | 保険料(A) 円 | 配当金(相当額)(B) 円 | 新制度額(A-B) 円 | 旧制度額(a) 円 | 配当金(相当額)(b) 円 | 申告額(a-b) 円 |
| 旧制度   | *****    | *****         | *****       | *****     | *****         | *****      |
| 新制度   | 100,000  | 0             | 100,000     | 100,000   | 0             | 100,000    |
| 介護医療  | 100,000  | 0             | 100,000     | 100,000   | 0             | 100,000    |

見本

年分 保険料払込証明書 (旧生命保険控除制度)

契約者: かんぽ 太郎 様 契約日: 平成20年 2月 1日

保険証券番号: \*\*\*\* \* 契約日: 平成20年 2月 1日

保険種類: 終身保険

払込方法: 月払 保険料払込形態: 自由引当金積立

| 分類            | 保険料(A) 円 | 配当金(相当額)(B) 円 | 新制度額(A-B) 円 |
|---------------|----------|---------------|-------------|
| 1 新生命保険料 (A)  | 90,000   | 100           | 89,900      |
| 2 介護医療保険料 (C) | ***      | ***           | ***         |
| 3 個人年金保険料 (E) | ***      | ***           | ***         |

9月末時点

平成26年9月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。  
 証明日 平成26年10月 1日

株式会社 かんぽ生命 印

年 共済掛金払込証明書

契約者: 全国 太郎 様

加入者: ※上記、契約者となります。

加入者番号: 3610001234

加入コース: 生命共済 (総合保障2型)

| 内訳                          | 一般の生命保険料 (新) | 介護医療保険料 | 損害保険料 |
|-----------------------------|--------------|---------|-------|
| (1) 保険料 (12月までの予定共済掛金額)     | 24,000円      |         |       |
| (2) 新戻金 (分配を受けた金額)          | 7,500円       |         |       |
| (3) 本年中の払込掛金予定金額 ※上記(1)-(2) | 16,500円      |         |       |

| 内訳      | 一般の生命保険料 (新) | 介護医療保険料 | 損害保険料  |
|---------|--------------|---------|--------|
| (1) 保険料 | 14,640円      | 6,120円  | 3,240円 |
| (2) 新戻金 | 4,574円       | 1,913円  | 1,013円 |

生命保険料控除用(本年中に支払った保険料の金額)

保険会社等の名称: 全国生協連

保険等の種類: 定期生命共済

保険期間: 1年

保険金等の受取人(※氏名): ※契約者と同じ

一般の生命保険料 (新保険料等): 10,066円

介護医療保険料: 4,207円

控除対象外(損害保険料)の金額: 2,227円

※申告の際は、太枠内を申告書に記入ください。

共済取扱団体: ○○県民共済生活協同組合

年分生命保険料控除証明書(個人年金用)

ご契約者: ○○○○様

被保険者: △△△△様

保険金等受取人: □□□□様

証券番号: XXXXXXXXXXXX 保険種類: 終身個人年金 (保険期間: 終身)

ご契約日: 平成20年5月 1日 払込方法: 月払 (払込種別: 中)

年金受取人: ○○○○様 支払日: 毎月第4日 令和4年10月 3日

年金支払開始日: 平成26年5月 1日 年金支払期間: 終身 保険料払込期間: 10年

2014年 9月分までのお払込み金額を下記のとおり証明します。

| 分類  | 保険料(A) 円    | 配当金等(B) 円   | 新制度額(A-B) 円 |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 旧制度 | *****       | *****       | *****       |
| 新制度 | 99919991999 | 99919991999 | 99919991999 |

【ご参考】 月払契約で2014年12月分までの保険料を下記のとおり証明します。

| 分類  | 保険料(A) 円    | 配当金等(B) 円   | 申告額(A-B) 円  |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 旧制度 | *****       | *****       | *****       |
| 新制度 | 99919991999 | 99919991999 | 99919991999 |

- ◆ 作成の流れ
- Ⅰ 氏名等確認
- Ⅱ 証明書の確認と仕分け
- Ⅲ 申告書の記入
  - Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - Ⅲ-1- ① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - Ⅲ-1- ② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - Ⅲ-1- ③ 生命保険 / 介護医療
  - Ⅲ-1- ④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - Ⅲ-1- ⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - Ⅲ-2- ⑥ 地震保険 / 旧長期
  - Ⅲ-2- ⑦ 地震保険 / 地震
  - Ⅲ-3- ⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - Ⅲ-3- ⑩ 社会保険 / 上記以外
  - Ⅲ-4- ⑪ 小規模企業共済等
  - Ⅲ-5- ⑫ 住宅借入金控除
- Ⅳ 証明書貼付と封入



## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(5/8)

「地震保険料控除」の証明書より、以下のどれに該当するかを確認します。

Ⅱ-3- ⑥ 「旧長期損害保険」

Ⅱ-3- ⑦ 「地震保険」

証明書サンプル

←切り離すと無効になるため切り離さずに申告してください。  
地震保険料控除対象掛金証明書  
地震保険料控除（所得税法第77条）にかかるとり証明書の証明事項を、下記のとおり証明します。  
ご契約者 ×× ××様

|           |               |             |      |
|-----------|---------------|-------------|------|
| 県 組合 支所   | 契約番号          | 契約年月日       | 共済種類 |
| ×× ×× ××  | ××××          | 平成××年××月××日 | 建物更生 |
| 掛金払込方法    | 共済期間          |             |      |
| 年 払       | ××年           |             |      |
| 火災共済金額    | 内、住宅部分の火災共済金額 |             |      |
| ××××万円    | ( ××××万円)     |             |      |
| 地震 控除対象掛金 | 割戻金           | 控除対象掛金証明書   |      |
| 円         | 円             | 円           |      |
| 旧長期 共済掛金  | 割戻金           | 差引掛金        |      |
| 円         | 円             | 円           |      |
| 121,000   | 1,000         | 120,000     |      |
| 損害        |               |             |      |

満期返戻金あり

建物の用途 住宅  
×××× 農業協同組合

証明金額についてのご注意  
[保険料控除の該当区分について]  
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれか多い方をご選択ください。

××××  
[保険料控除の対象証明額について]  
「控除対象掛金証明書」（地震保険料控除）、「差引掛金」（経過措置）をもとに申告してください。共済掛金の増減を伴うような変更があった場合には、その年から経過措置の適用が受けられなくなります。

申告の際は、申告書に当該証明書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

地震保険料控除証明書 年分

証券番号 主契約  
契約者 振込方法

保険の  
対象の  
所在地

※保険の対象となる建物の「所在地」を記載してください。所在地は、建物所在地を記載してください。

保険種類 **地震保険**

保険期間

建物 千円 家財 千円

控除対象  
保険料 円

上記保険料をお支払いいただいたことを証明いたします。  
年 月 日

### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

##### III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

##### III-1- ①

##### 生命保険 ／一般／新制度

##### III-1- ②

##### 生命保険 ／一般／旧制度

##### III-1- ③

##### 生命保険 ／介護医療

##### III-1- ④

##### 生命保険 ／個人年金／新制度

##### III-1- ⑤

##### 生命保険 ／個人年金／旧制度

##### III-2- ⑥

##### 地震保険／旧長期

##### III-2- ⑦

##### 地震保険／地震

##### III-3- ⑧⑨

##### 社会保険 ／国民年金・年金基金

##### III-3- ⑩

##### 社会保険／上記以外

##### III-4- ⑪

##### 小規模企業共済等

##### III-5- ⑫

##### 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(6/8)

「社会保険料控除」の証明書等より、以下のどれに該当するかを確認します。

証明書サンプル

Ⅱ-3- ⑧ 「国民年金」(日本年金機構から送付される「社会保険料控除証明書」原本)

Ⅱ-3- ⑨ 「国民年金基金」(年金基金から送付される「社会保険料控除証明書」原本)

※⑧と⑨は、「証明書」の提出が必要です。

Ⅱ-3- ⑩ 「国民年金保険料以外の社会保険料(国民健康保険等)の保険料」(支払ったことを証明する「納入書兼領収証書」等のコピー)

※⑩は、証明書類(領収証書等のコピー)の提出は不要です。

対象となるのは、  
「本人」または「生計を一つにする親族」  
の社会保険料(学生の国民年金保険料・65才以上の方の介護保険料等)を、  
「本人」が支払った場合です。

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

Ⅱ 証明書の確認と仕分け

Ⅲ 申告書の記入

Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

Ⅲ-1- ① 生命保険 / 一般 / 新制度

Ⅲ-1- ② 生命保険 / 一般 / 旧制度

Ⅲ-1- ③ 生命保険 / 介護医療

Ⅲ-1- ④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度

Ⅲ-1- ⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

Ⅲ-2- ⑥ 地震保険 / 旧長期

Ⅲ-2- ⑦ 地震保険 / 地震

Ⅲ-3- ⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金

Ⅲ-3- ⑩ 社会保険 / 上記以外

Ⅲ-4- ⑪ 小規模企業共済等

Ⅲ-5- ⑫ 住宅借入金控除

Ⅳ 証明書貼付と封入

## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(7/8)

「小規模企業共済等掛金」の証明書かどうかを確認します。

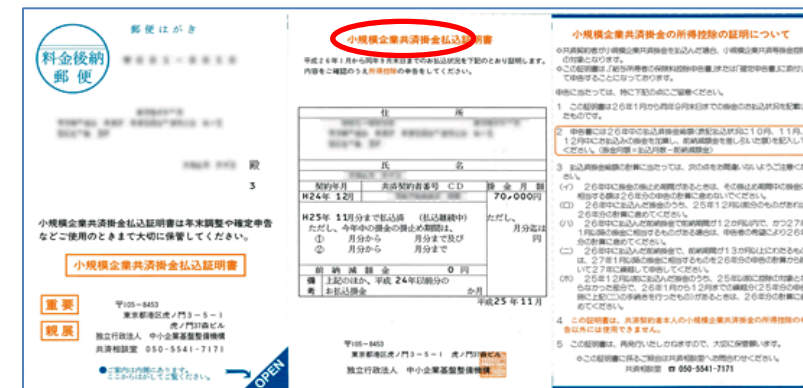
証明書サンプル

### Ⅱ-3- ⑪ 「小規模企業共済等掛金」に該当するもの

小規模企業共済等掛金とは・・・

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金
- ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金（iDeCo）
- ③ 地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金

保険プランが「～共済」という名前でも、保険の種類は「一般の生命保険料」や「介護医療保険」となる場合があります。（＝「小規模～」に該当しない。）  
 証明書に記載の「保険の種類」の確認をお願いします。



◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と仕分け

III 申告書の記入

III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

III-1- ①

生命保険 / 一般 / 新制度

III-1- ②

生命保険 / 一般 / 旧制度

III-1- ③

生命保険 / 介護医療

III-1- ④

生命保険 / 個人年金 / 新制度

III-1- ⑤

生命保険 / 個人年金 / 旧制度

III-2- ⑥

地震保険 / 旧長期

III-2- ⑦

地震保険 / 地震

III-3- ⑧⑨

社会保険 / 国民年金・年金基金

III-3- ⑩

社会保険 / 上記以外

III-4- ⑪

小規模企業共済等

III-5- ⑫

住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

◆ 作成の流れ

Ⅰ 氏名等確認

Ⅱ 証明書の確認と仕分け

Ⅲ 申告書の記入

Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

Ⅲ-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度

Ⅲ-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度

Ⅲ-1-③ 生命保険 / 介護医療

Ⅲ-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度

Ⅲ-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

Ⅲ-2-⑥ 地震保険 / 旧長期

Ⅲ-2-⑦ 地震保険 / 地震

Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金

Ⅲ-3-⑩ 社会保険 / 上記以外

Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等

Ⅲ-5-⑫ 住宅借入金控除

Ⅳ 証明書貼付と封入

## Ⅱ-2. お手元の各証明書等の内容を見て、どの控除に使用するかを確認します(8/8)

「住宅借入金等特別控除」については、次の申告書と証明書が揃っているかを確認します。

Ⅱ-3- ⑫-1 税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書」(本年の分)

Ⅱ-3- ⑫-2 銀行等が発行する住宅借入金の本年の「年末残高証明書」

⑫-1「住宅借入金等特別控除申告書」の本年分は、「令和5年分」と表記されています。

「住宅借入金等特別控除申告書」

住宅借入金の「年末残高証明書」サンプル



## 該当する保険等の種類ごとに、証明書の内容を申告書へ転記します

### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と 仕分け

### Ⅲ 申告書の記入

#### Ⅲ-※ 生命保険・地震保険 の控除額上限

#### Ⅲ-1-① 生命保険 ／一般／新制度

#### Ⅲ-1-② 生命保険 ／一般／旧制度

#### Ⅲ-1-③ 生命保険 ／介護医療

#### Ⅲ-1-④ 生命保険 ／個人年金／新制度

#### Ⅲ-1-⑤ 生命保険 ／個人年金／旧制度

#### Ⅲ-2-⑥ 地震保険／旧長期

#### Ⅲ-2-⑦ 地震保険／地震

#### Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 ／国民年金・年金基金

#### Ⅲ-3-⑩ 社会保険／上記以外

#### Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等

#### Ⅲ-5-⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

|          |  |                         |
|----------|--|-------------------------|
| II-3-①   | 「一般の生命保険」で「新制度」  | → <a href="#">Ⅲ-1-①</a> |
| II-3-②   | 「一般の生命保険」で「旧制度」  | → <a href="#">Ⅲ-1-②</a> |
| II-3-③   | 「介護医療保険」   | → <a href="#">Ⅲ-1-③</a> |
| II-3-④   | 「個人年金保険」で「新制度」   | → <a href="#">Ⅲ-1-④</a> |
| II-3-⑤   | 「個人年金保険」で「旧制度」   | → <a href="#">Ⅲ-1-⑤</a> |
| II-3-⑥   | 「旧長期損害保険」  | → <a href="#">Ⅲ-2-⑥</a> |
| II-3-⑦   | 「地震保険」   | → <a href="#">Ⅲ-2-⑦</a> |
| II-3-⑧   | 「国民年金」   | → <a href="#">Ⅲ-3-⑧</a> |
| II-3-⑨   | 「国民年金基金」   | → <a href="#">Ⅲ-3-⑨</a> |
| II-3-⑩   | 「国民年金保険料以外の社会保険料（国民健康保険等）の保険料」→支払ったことを証明する「納入書兼領収書」等のコピー | → <a href="#">Ⅲ-3-⑩</a> |
| II-3-⑪   | 「小規模企業共済等掛金控除」   | → <a href="#">Ⅲ-4-⑪</a> |
| II-3-⑫-1 | 税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書」                                  | → <a href="#">Ⅲ-5-⑫</a> |
| II-3-⑫-2 | 銀行等が発行する住宅借入金の本年の「年末残高証明書」                               | → <a href="#">Ⅲ-5-⑫</a> |

**生命保険料控除 と 地震保険料控除** には**控除額の上限**があります。  
その上限を超える分は、申告書へ記入する必要はありません。

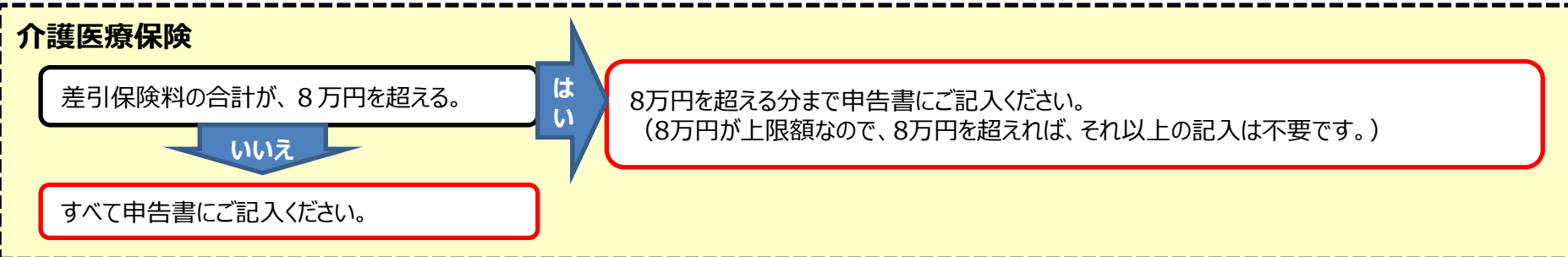
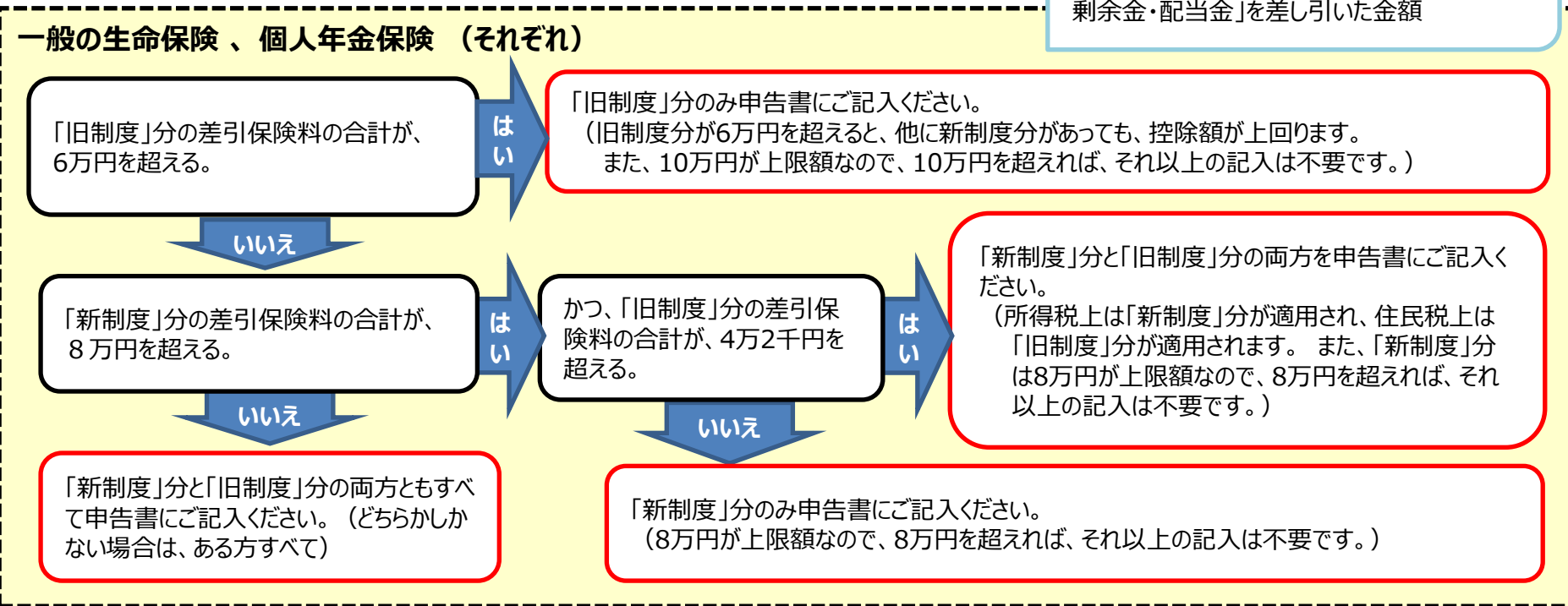
これについては、[次頁以降のチャート](#)を参考に、申告書へ記入すべき金額をご確認ください。

- ◆ 作成の流れ
- Ⅰ 氏名等確認
- Ⅱ 証明書の確認と仕分け
- Ⅲ 申告書の記入
  - Ⅲ-※ **生命保険・地震保険の控除額上限**
  - Ⅲ-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - Ⅲ-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - Ⅲ-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - Ⅲ-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - Ⅲ-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - Ⅲ-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - Ⅲ-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - Ⅲ-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等
  - Ⅲ-5-⑫ 住宅借入金控除
- Ⅳ 証明書貼付と封入

## ※ 生命保険料控除・地震保険料控除の控除額上限と、申告書に記入いただく保険料金額について (1/5)

### 生命保険料控除

**差引保険料** (この説明資料での定義)  
「本年中に支払った保険料」から「分配を受けた剰余金・配当金」を差し引いた金額





◆ 作成の流れ

Ⅰ 氏名等確認

Ⅱ 証明書の確認と  
仕分け

Ⅲ 申告書の記入

Ⅲ-※

**生命保険・地震保険  
の控除額上限**

Ⅲ-1-①

生命保険  
／一般／新制度

Ⅲ-1-②

生命保険  
／一般／旧制度

Ⅲ-1-③

生命保険  
／介護医療

Ⅲ-1-④

生命保険  
／個人年金／新制度

Ⅲ-1-⑤

生命保険  
／個人年金／旧制度

Ⅲ-2-⑥

地震保険／旧長期

Ⅲ-2-⑦

地震保険／地震

Ⅲ-3-⑧⑨

社会保険  
／国民年金・年金基金

Ⅲ-3-⑩

社会保険／上記以外

Ⅲ-4-⑪

小規模企業共済等

Ⅲ-5-⑫

住宅借入金控除

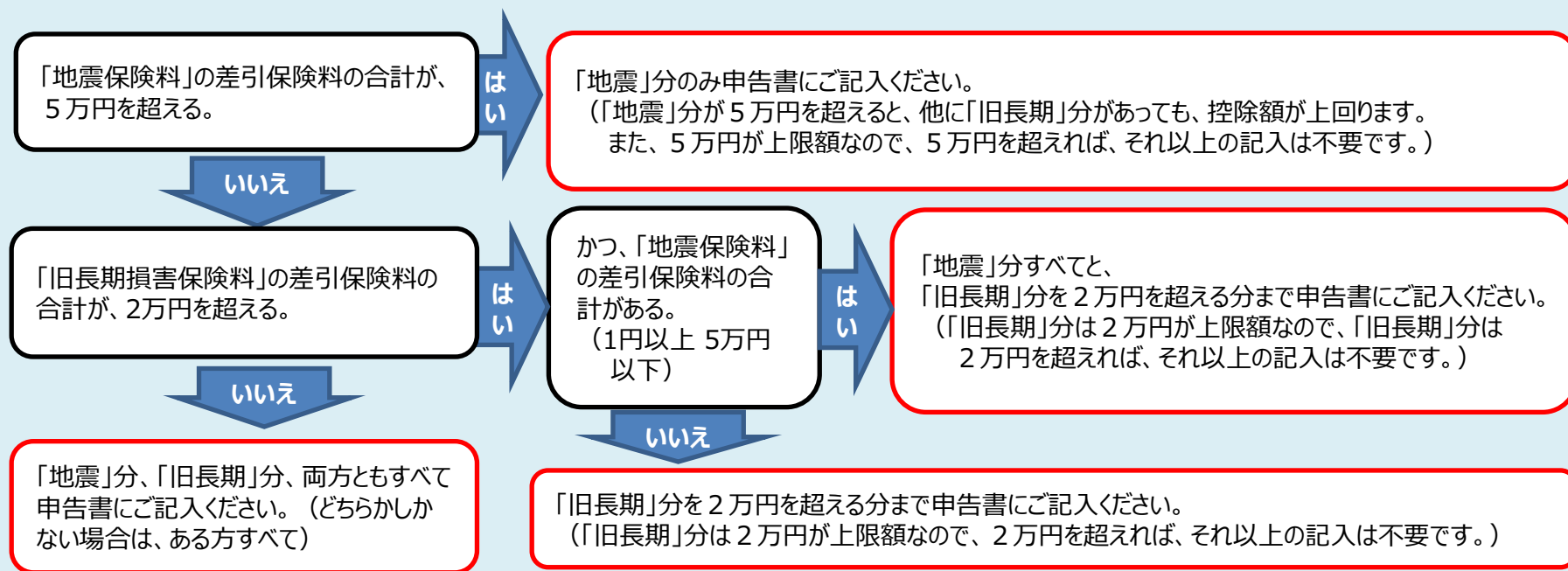
Ⅳ 証明書貼付と封入

## ※ 生命保険料控除・地震保険料控除の控除額上限と、申告書に記入いただく保険料金額について (2/5)

### 地震保険料控除 (1/2)

**差引保険料** (この説明資料での定義)  
「本年中に支払った保険料」から「分配を受けた  
剰余金・配当金」を差し引いた金額

#### 地震保険料、旧長期損害保険料



但し、一つの契約の中に「地震保険料」と「旧長期保険料」の両方ともある場合、その契約分については、[次頁のチャート](#)で比較した結果により、「地震」か「旧長期」か、どちらか一方の内容のみ、上記に含めてください。

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と  
仕分け

III 申告書の記入

III-※

生命保険・地震保険  
の控除額上限

III-1-①

生命保険  
／一般／新制度

III-1-②

生命保険  
／一般／旧制度

III-1-③

生命保険  
／介護医療

III-1-④

生命保険  
／個人年金／新制度

III-1-⑤

生命保険  
／個人年金／旧制度

III-2-⑥

地震保険／旧長期

III-2-⑦

地震保険／地震

III-3-⑧⑨

社会保険  
／国民年金・年金基金

III-3-⑩

社会保険／上記以外

III-4-⑪

小規模企業共済等

III-5-⑫

住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

## ※ 生命保険料控除・地震保険料控除の控除額上限と、申告書に記入いただく保険料金額について (3/5)

### 地震保険料控除 (2/2)

**差引保険料** (この説明資料での定義)  
「本年中に支払った保険料」から「分配を受けた  
剰余金・配当金」を差し引いた金額

#### 一つの契約の中に「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方ともある場合

「地震保険料」の差引保険料が、  
1万5千円を超える。

はい  
はい

「地震」分のみ申告書にご記入ください。  
(他契約で地震分の申告がある場合、差引保険料合計の5万円が上限額なので、  
5万円を超えれば、それ以上の記入は不要です。)

いいえ

「旧長期損害保険料」の差引保険料が、  
2万円を超える。

はい

「旧長期」分のみ申告書にご記入ください。  
(他契約で旧長期分の申告がある場合、差引保険料合計の2万円が上限額なので、  
2万円を超えれば、それ以上の記入は不要です。)

いいえ

「旧長期損害保険料」の差引保険料が、  
1万円を超える。

はい

「旧長期」の差引保険料÷2 + 5千円 した金額と「地震」の差引保険料を比較し、比較の結果、  
大きい方のみ申告書にご記入ください。  
(他契約でその分の申告がある場合、差引保険料合計の上限額以上の記入は不要です。)

いいえ

「旧長期」の差引保険料と「地震」の差引保険料を比較し、比較の結果、大きい方のみ申告書にご記入ください。  
(他契約でその分の申告がある場合、差引保険料合計の上限額以上の記入は不要です。)

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と  
仕分け

III 申告書の記入

III-※  
生命保険・地震保険  
の控除額上限

III-1-①  
生命保険  
／一般／新制度

III-1-②  
生命保険  
／一般／旧制度

III-1-③  
生命保険  
／介護医療

III-1-④  
生命保険  
／個人年金／新制度

III-1-⑤  
生命保険  
／個人年金／旧制度

III-2-⑥  
地震保険／旧長期

III-2-⑦  
地震保険／地震

III-3-⑧⑨  
社会保険  
／国民年金・年金基金

III-3-⑩  
社会保険／上記以外

III-4-⑪  
小規模企業共済等

III-5-⑫  
住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

## ※ 生命保険料控除・地震保険料控除の控除額上限と、申告書に記入いただく保険料金額について (4/5)

参考資料：生命保険料控除と地震保険料控除の「控除額」の算出方法と上限額 (1/2)

生命保険料控除・・・申告書にご記入の差引保険料から、以下の方法で「控除額」が算出されます。

|                          |                        |            |                |                      |                                    |                                    |
|--------------------------|------------------------|------------|----------------|----------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 一般                       | 新制度<br>差引保険料の合計<br>円 ☆ | ☆が、2万円以下   | ☆の全額           | →                    | 一般/新制度「控除額」<br>(最高 4万円)<br>円・・・①   |                                    |
|                          |                        | 2万1円～4万円   | ☆×1/2+1万円      |                      |                                    |                                    |
|                          |                        | 4万1円～8万円   | ☆×1/4+2万円      |                      |                                    |                                    |
|                          | 8万1円以上                 | 一律 4万円     |                |                      |                                    |                                    |
| 旧制度<br>差引保険料の合計<br>円 ★   | →                      | ★が、2万5千円以下 | ★の全額           | →                    | 一般/旧制度「控除額」<br>(最高 5万円)<br>円・・・②   |                                    |
|                          |                        | 2万5千1円～5万円 | ★×1/2+1万2,500円 |                      |                                    |                                    |
|                          |                        | 5万1円～10万円  | ★×1/4+2万5千円    |                      |                                    |                                    |
|                          | 10万1円以上                | 一律 5万円     |                |                      |                                    |                                    |
| ① + ② =<br>(最高4万円) 円・・・③ |                        | ②と③の大きい方 → |                | 一般生命保険「控除額」<br>円・・・イ |                                    |                                    |
| 介護医療                     | 差引保険料の合計<br>円 ☆        | ☆が、2万円以下   | ☆の全額           | →                    | 介護医療「控除額」<br>(最高 4万円)<br>円・・・ロ     |                                    |
|                          |                        | 2万1円～4万円   | ☆×1/2+1万円      |                      |                                    |                                    |
|                          |                        | 4万1円～8万円   | ☆×1/4+2万円      |                      |                                    |                                    |
|                          | 8万1円以上                 | 一律 4万円     |                |                      |                                    |                                    |
| 個人年金                     | 新制度<br>差引保険料の合計<br>円 ☆ | ☆が、2万円以下   | ☆の全額           | →                    | 個人年金/新制度「控除額」<br>(最高 4万円)<br>円・・・① |                                    |
|                          |                        | 2万1円～4万円   | ☆×1/2+1万円      |                      |                                    |                                    |
|                          |                        | 4万1円～8万円   | ☆×1/4+2万円      |                      |                                    |                                    |
|                          | 旧制度<br>差引保険料の合計<br>円 ★ | →          | ★が、2万5千円以下     | ★の全額                 | →                                  | 個人年金/旧制度「控除額」<br>(最高 5万円)<br>円・・・② |
|                          |                        |            | 2万5千1円～5万円     | ★×1/2+1万2,500円       |                                    |                                    |
|                          |                        |            | 5万1円～10万円      | ★×1/4+2万5千円          |                                    |                                    |
| 10万1円以上                  | 一律 5万円                 |            |                |                      |                                    |                                    |
| ① + ② =<br>(最高4万円) 円・・・③ |                        | ②と③の大きい方 → |                | 個人年金保険「控除額」<br>円・・・ハ |                                    |                                    |
| <b>生命保険料「控除額」</b>        |                        |            |                |                      |                                    |                                    |
| イ + ロ + ハ =<br>円 ※       |                        | ※が、12万円以下  | ※の全額           | →                    | (最高 12万円)<br>円                     |                                    |
|                          |                        | 12万1円以上    | 一律 12万円        | →                    |                                    |                                    |

それぞれ上限額があるため、上限額以上の申告書への記入および証明書の提出は不要です。

↓  
「新制度」の一般・個人年金、および介護それぞれ  
⇒ 差引保険料 8万円以上の記入は不要

「旧制度」の一般・個人年金それぞれ  
⇒ 差引保険料 10万円以上の記入は不要

また、「新・旧制度が両方ある」一般・個人年金の場合  
⇒ 「旧制度」の差引保険料が6万円以上あれば、「新制度」の金額の記入は不要

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と  
仕分け

Ⅲ 申告書の記入

Ⅲ-※

生命保険・地震保険  
の控除額上限

Ⅲ-1-①

生命保険  
／一般／新制度

Ⅲ-1-②

生命保険  
／一般／旧制度

Ⅲ-1-③

生命保険  
／介護医療

Ⅲ-1-④

生命保険  
／個人年金／新制度

Ⅲ-1-⑤

生命保険  
／個人年金／旧制度

Ⅲ-2-⑥

地震保険／旧長期

Ⅲ-2-⑦

地震保険／地震

Ⅲ-3-⑧⑨

社会保険  
／国民年金・年金基金

Ⅲ-3-⑩

社会保険／上記以外

Ⅲ-4-⑪

小規模企業共済等

Ⅲ-5-⑫

住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

## ※ 生命保険料控除・地震保険料控除の控除額上限と、申告書に記入いただく保険料金額について (5/5)

参考資料：生命保険料控除と地震保険料控除の「控除額」の算出方法と上限額 (2/2)

地震保険料控除・・・申告書にご記入の差引保険料から、以下の方法で「控除額」が算出されます。

|                   |                 |   |          |           |   |                                 |
|-------------------|-----------------|---|----------|-----------|---|---------------------------------|
| 旧長期               | 差引保険料の合計<br>円 ☆ | → | ☆が、1万円以下 | ☆の全額      | → | 旧長期「控除額」<br>(最高 1万5千円)<br>円・・・① |
|                   |                 |   | 1万1円～2万円 | ☆×1/2+5千円 |   |                                 |
|                   |                 |   | 2万1円以上   | 一律 1万5千円  |   |                                 |
| 地震                | 差引保険料の合計<br>円 ★ | → | ★が、5万円以下 | ★の全額      | → | 地震「控除額」<br>(最高 5万円)<br>円・・・②    |
|                   |                 |   | 5万1円以上   | 一律 5万円    |   |                                 |
|                   |                 |   |          |           |   |                                 |
| <b>地震保険料「控除額」</b> |                 |   |          |           |   |                                 |
| ① + ② =           | 円 ※             | → | ※が、5万円以下 | ※の全額      | → | (最高 5万円)<br>円                   |
|                   |                 |   | 5万1円以上   | 一律 5万円    |   |                                 |
|                   |                 |   |          |           |   |                                 |

「一契約」で「旧長期」と「地震」のいずれにも該当している場合は、どちらか一方だけ申告ができます。(両方とも申告はできません。)



「旧長期」と「地震」それぞれを上記により計算して、「控除額の大きいほう」を使用します。

但し、地震保険料が、この契約以外もある場合は、他の契約の控除額とも比較して、控除額が大きくなる契約分を使用します。

それぞれ上限額があるため、上限額以上の申告書への記入および証明書の提出は不要です。



「旧長期損害保険料」 ⇒ 差引保険料 2万円以上の記入は不要

「地震保険料」 ⇒ 差引保険料 5万円以上の記入は不要

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1-① 「一般の生命保険」で「新制度」(1/2)

記入場所：生命保険料控除－一般の生命保険料 の欄

- ①- i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の<br>名称 | 保険等の<br>種類 | 保険期間<br>又は<br>年金支払<br>期間 | 保 険 等 の<br>契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |              | 新・旧の<br>区分 | あなたが本年中に支払<br>った保険料等の金額<br>(分配を受けた <b>剰余金<br/>等の控除後の金額</b> ) |
|--------------|------------|--------------------------|-------------------|----------|--------------|------------|--|
|              |            |                          |                   | 氏 名      | あなたとの<br>続 柄 |            |  |
| 〇〇生命         | 生命共済       | 1年                       | 本人                | 〇〇はな江    | 妻            | 新・旧        | (a) 10,000   |

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

「新制度」で一般の生命保険の差引保険料合計が80,000円以上になれば、それ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。  
また、「新制度」と「旧制度」が両方ある場合、「旧制度」の合計額が60,000円以上になれば、「新制度」の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。

記入欄が足りない方は、これより6頁後ろに掲載しています「追加記入用の欄」を切り取り、それに記入し、一般の生命保険料の欄の上に貼付ください。

- ◆ 作成の流れ
  - I 氏名等確認
  - II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① **生命保険**
    - ／一般／新制度
    - III-1-② 生命保険／一般／旧制度
    - III-1-③ 生命保険／介護医療
    - III-1-④ 生命保険／個人年金／新制度
    - III-1-⑤ 生命保険／個人年金／旧制度
    - III-2-⑥ 地震保険／旧長期
    - III-2-⑦ 地震保険／地震
    - III-3-⑧⑨ 社会保険／国民年金・年金基金
    - III-3-⑩ 社会保険／上記以外
    - III-4-⑪ 小規模企業共済等
    - III-5-⑫ 住宅借入金控除
- IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1- ① 「一般の生命保険」で「新制度」 (2/2)

記入場所：生命保険料控除 – 一般の生命保険料 の欄

- ①- ii 「一般の生命保険」で「新制度」の金額合計を「新保険料等の合計」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄（太枠内）に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄（太枠内）の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄

（太枠内）に記入し、

また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄（太枠内）に転記ください。

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1- ① **生命保険 / 一般 / 新制度**
  - III-1- ② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1- ③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1- ④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1- ⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2- ⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2- ⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3- ⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3- ⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4- ⑪ 小規模企業共済等
  - III-5- ⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入



## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1- ② 「一般の生命保険」で「旧制度」(1/2)

記入場所：生命保険料控除－一般の生命保険料 の欄

- ②- i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の<br>名称 | 保険等の<br>種類 | 保険期間<br>又は<br>年金支払<br>期間 | 保 険 等 の<br>契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |              | 新・旧の<br>区分 | あなたが本年中に支払<br>った保険料等の金額<br>(分配を受けた <b>剰余金</b><br>等の控除後の金額) |
|--------------|------------|--------------------------|-------------------|----------|--------------|------------|--|
|              |            |                          |                   | 氏 名      | あなたとの<br>続 柄 |            |  |
| 〇〇生命         | 終身保険       | 終身                       | 本人                | 〇〇はな江    | 妻            | 新・旧 (a)    | 30,000   |

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

「旧制度」で一般の生命保険の差引保険料合計が100,000円以上になれば、それ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。  
また、「新制度」と「旧制度」が両方ある場合、「旧制度」の合計額が60,000円以上になれば、「新制度」の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。

記入欄が足りない方は、これより4頁後ろに掲載しています「追加記入用の欄」を切り取り、それに記入し、一般の生命保険料の欄の上に貼付ください。

#### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と 仕分け

#### III 申告書の記入

#### III-※ 生命保険・地震保険 の控除額上限

#### III-1- ① 生命保険 ／一般／新制度

#### III-1- ② 生命保険 ／一般／旧制度

#### III-1- ③ 生命保険 ／介護医療

#### III-1- ④ 生命保険 ／個人年金／新制度

#### III-1- ⑤ 生命保険 ／個人年金／旧制度

#### III-2- ⑥ 地震保険／旧長期

#### III-2- ⑦ 地震保険／地震

#### III-3- ⑧⑨ 社会保険 ／国民年金・年金基金

#### III-3- ⑩ 社会保険／上記以外

#### III-4- ⑪ 小規模企業共済等

#### III-5- ⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1-② 「一般の生命保険」で「旧制度」(2/2)

記入場所：生命保険料控除－一般の生命保険料 の欄

②- ii 「一般の生命保険」で「旧制度」の金額合計を「旧保険料等の合計」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

●この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄（太枠内）に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

●この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄（太枠内）の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄（太枠内）に記入し、また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄（太枠内）に転記ください。

#### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### Ⅲ 申告書の記入

#### Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

#### Ⅲ-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度

#### Ⅲ-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度

#### Ⅲ-1-③ 生命保険 / 介護医療

#### Ⅲ-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度

#### Ⅲ-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

#### Ⅲ-2-⑥ 地震保険 / 旧長期

#### Ⅲ-2-⑦ 地震保険 / 地震

#### Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金

#### Ⅲ-3-⑩ 社会保険 / 上記以外

#### Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等

#### Ⅲ-5-⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け

- III 申告書の記入
- III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
- III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
- III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
- III-1-③ 生命保険 / 介護医療**
- III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
- III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
- III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
- III-2-⑦ 地震保険 / 地震
- III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
- III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
- III-4-⑪ 小規模企業共済等
- III-5-⑫ 住宅借入金控除

- IV 証明書貼付と封入

### Ⅲ-1-③ 「介護医療保険料」 (1/2)

記入場所：介護医療保険料 の欄

- ③- i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |        | あなたが本年中に支払った保険料等の金額<br>(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) |
|----------|--------|--------------|------------|----------|--------|--|
|          |        |              |            | 氏名       | あなたの続柄 |  |
| 〇〇生命     | 介護医療   | 20年          | 本人         | 〇〇はな江    | 妻      | (b) 20,000                                 |

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

介護医療保険の差引保険料合計が80,000円以上になれば、それ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。

記入欄が足りない方は、これより2頁後ろに掲載しています「追加記入用の欄」を切り取り、それに記入し、介護医療保険料の欄の上に貼付ください。

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療**
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ 住宅借入金控除

### Ⅲ-1-③ 「介護医療保険料」 (2/2)

記入場所：介護医療保険料 の欄

③- ii 「介護医療保険」の金額の合計を「金額の合計」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

●この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄（太枠内）に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

●この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄（太枠内）の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄

（太枠内）に記入し、

また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄（太枠内）に転記ください。

### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 一般の生命保険料、介護医療保険料の「追加記入用」の欄

欄が足りない方は、この頁のみ印刷し、以下切り取ってご利用ください。

| のりづけ位置 | 一般の生命保険料 | 保険会社等 | 保険等の種類 | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |         | 新・旧の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） |
|--------|----------|-------|--------|--------------|------------|----------|---------|--------|--|
|        |          | の名称   |        |              |            | 氏名       | あなたとの続柄 |        |  |
|        |          |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |          |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |          |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |          |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |          |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |

| のりづけ位置 | 介護医療保険料 | 保険会社等 | 保険等の種類 | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |         | 新・旧の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） |
|--------|---------|-------|--------|--------------|------------|----------|---------|--------|--|
|        |         | の名称   |        |              |            | 氏名       | あなたとの続柄 |        |  |
|        |         |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |         |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |         |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |
|        |         |       |        |              |            |          |         | 新・旧    |  |

### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

### Ⅲ 申告書の記入

#### Ⅲ-※

#### 生命保険・地震保険の控除額上限

#### Ⅲ-1-①

#### 生命保険 ／一般／新制度

#### Ⅲ-1-②

#### 生命保険 ／一般／旧制度

#### Ⅲ-1-③

#### 生命保険 ／介護医療

#### Ⅲ-1-④

#### 生命保険 ／個人年金／新制度

#### Ⅲ-1-⑤

#### 生命保険 ／個人年金／旧制度

#### Ⅲ-2-⑥

#### 地震保険／旧長期

#### Ⅲ-2-⑦

#### 地震保険／地震

#### Ⅲ-3-⑧⑨

#### 社会保険 ／国民年金・年金基金

#### Ⅲ-3-⑩

#### 社会保険／上記以外

#### Ⅲ-4-⑪

#### 小規模企業共済等

#### Ⅲ-5-⑫

#### 住宅借入金控除

### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ **生命保険 / 個人年金 / 新制度**
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ 住宅借入金控除
- IV 証明書貼付と封入

### Ⅲ-1-④ 「個人年金」で「新制度」(1/2)

記入場所：個人年金保険料 の欄

- ④-i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の名称   | 保険等の種類     | 保険期間又は年金支払期間 | 保険等の契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |        | 新・旧の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた <b>剰余金等の控除後の金額</b> ) |
|------------|------------|--------------|------------|----------|--------|--------|---|
|            |            |              |            | 氏名       | あなたの続柄 |        |   |
| 〇〇生命       | 年金         | 30年          | 本人         | 〇〇はな江    | 妻      | 新      | (a) 60,000                                      |
| 年金の支払開始年月日 | 2022.10.27 |              |            |          |        |        |   |

個人年金は「支払開始日」を必ずご記入ください。  
また、対象となるのは、受取人が「本人」および「配偶者」のみです。

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

「新制度」で個人年金の差引保険料合計が80,000円以上になれば、それ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。  
また、「新制度」と「旧制度」が両方ある場合、「旧制度」の合計額が60,000円以上になれば、「新制度」の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。



## ◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と  
仕分け

## Ⅲ 申告書の記入

Ⅲ-※  
生命保険・地震保険  
の控除額上限

Ⅲ-1-①  
生命保険  
／一般／新制度

Ⅲ-1-②  
生命保険  
／一般／旧制度

Ⅲ-1-③  
生命保険  
／介護医療

Ⅲ-1-④  
生命保険  
／個人年金／新制度

Ⅲ-1-⑤  
生命保険  
／個人年金／旧制度

Ⅲ-2-⑥  
地震保険／旧長期

Ⅲ-2-⑦  
地震保険／地震

Ⅲ-3-⑧⑨  
社会保険  
／国民年金・年金基金

Ⅲ-3-⑩  
社会保険／上記以外

Ⅲ-4-⑪  
小規模企業共済等

Ⅲ-5-⑫  
住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1-④ 「個人年金」で「新制度」(2/2)

記入場所：個人年金保険料 の欄

- ④- ii 「個人年金保険」で「新制度」の金額の合計を「新保険料等の合計」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄（太枠内）に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄（太枠内）の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄（太枠内）に記入し、また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄（太枠内）に転記ください。

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1- ⑤ 「個人年金」で「旧制度」 (1/2)

記入場所：個人年金保険料 の欄

- ⑤- i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の<br>名称   | 保険等の<br>種類 | 保険期間<br>又は<br>年金支払<br>期間 | 保 険 等 の<br>契約者の氏名 | 保険金等の受取人 |                  | 新・旧の<br>区分 | あなたが本年中に支払<br>った保険料等の金額<br>(分配を受けた <b>剰余金<br/>等の控除後の金額</b> ) |
|----------------|------------|--------------------------|-------------------|----------|------------------|------------|--|
|                |            |                          |                   | 氏 名      | あなたと<br>の<br>続 柄 |            |  |
| 〇〇生命           | 年金         | 30年                      | 本人                | 〇〇はな江    | 妻                | 新・旧 (a)    | 60,000   |
| 年金の支払開始<br>年月日 |            | 2022.10.27               |                   |          |                  |            |  |

個人年金は「支払開始日」を必ずご記入ください。  
また、対象となるのは、受取人が「本人」および「配偶者」のみです。

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払  
うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

「旧制度」で個人年金の差引保険料合計が100,000円以上になれば、そ  
れ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。  
また、「新制度」と「旧制度」が両方ある場合、「旧制度」の合計額が  
60,000円以上になれば、「新制度」の金額の申告書への記入・証明書の  
提出は不要です。

#### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と 仕分け

#### III 申告書の記入

#### III-※ 生命保険・地震保険 の控除額上限

#### III-1- ① 生命保険 ／一般／新制度

#### III-1- ② 生命保険 ／一般／旧制度

#### III-1- ③ 生命保険 ／介護医療

#### III-1- ④ 生命保険 ／個人年金／新制度

#### III-1- ⑤ 生命保険 ／個人年金／旧制度

#### III-2- ⑥ 地震保険／旧長期

#### III-2- ⑦ 地震保険／地震

#### III-3- ⑧⑨ 社会保険 ／国民年金・年金基金

#### III-3- ⑩ 社会保険／上記以外

#### III-4- ⑪ 小規模企業共済等

#### III-5- ⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と  
仕分け

III 申告書の記入

III-※  
生命保険・地震保険  
の控除額上限

III-1- ①  
生命保険  
／一般／新制度

III-1- ②  
生命保険  
／一般／旧制度

III-1- ③  
生命保険  
／介護医療

III-1- ④  
生命保険  
／個人年金／新制度

III-1- ⑤  
生命保険  
／個人年金／旧制度

III-2- ⑥  
地震保険／旧長期

III-2- ⑦  
地震保険／地震

III-3- ⑧⑨  
社会保険  
／国民年金・年金基金

III-3- ⑩  
社会保険／上記以外

III-4- ⑪  
小規模企業共済等

III-5- ⑫  
住宅借入金控除

IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-1. 「生命保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-1- ⑤ 「個人年金」で「旧制度」 (2/2)

記入場所：個人年金保険料 の欄

- ⑤- ii 「個人年金保険」で「旧制度」の金額の合計を「旧保険料等の合計」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄（太枠内）に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄（太枠内）の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄（太枠内）に記入し、また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄（太枠内）に転記ください。

## Ⅲ-2. 「地震保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-2- ⑥ 「旧長期損害保険」 (1/2)

記入場所：地震保険料 の欄

- ⑥- i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間 | 保険等の契約者の氏名 | 保険等の対象となった<br>家屋等に居住<br>又は家財を利用している者<br>等の氏名 |    | 地震保険料<br>又は旧長期<br>損害保険料<br>の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額<br>(分配を受けた <b>剰余金等の控除後の金額</b> ) |
|----------|--------|------|------------|--|----|--------------------------------|---|
|          |        |      |            | あなたとの続柄                                      |    |                                |   |
| 〇〇損保     | 火災保険   | 10年  | 〇〇 太郎      | 〇〇太郎   | 本人 | 地震・旧長期                         | 20,000  |

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

「旧長期」の差引保険料合計が20,000円以上になれば、それ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。  
また、「一契約」で地震と長期のいずれにも該当している場合は「地震」が「旧長期」かのどちらか一方だけ申告できます。(Ⅲ-※の「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方ともある場合の比較表をご参照ください。)

#### ◆ 作成の流れ

##### I 氏名等確認

##### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

##### III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

##### III-1- ① 生命保険 / 一般 / 新制度

##### III-1- ② 生命保険 / 一般 / 旧制度

##### III-1- ③ 生命保険 / 介護医療

##### III-1- ④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度

##### III-1- ⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

##### III-2- ⑥ 地震保険 / 旧長期

##### III-2- ⑦ 地震保険 / 地震

##### III-3- ⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金

##### III-3- ⑩ 社会保険 / 上記以外

##### III-4- ⑪ 小規模企業共済等

##### III-5- ⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-2. 「地震保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-2- ⑥ 「旧長期損害保険」 (2/2)

記入場所：地震保険料 の欄

- ⑥- ii 地震保険料控除で「旧長期損害保険」に該当するもの の金額の合計を「旧長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金の支払われるもの）（の合計）」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄（太枠内）に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄（太枠内）の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄（太枠内）に記入し、また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄（太枠内）に転記ください。

#### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

#### III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

#### III-1- ① 生命保険

#### ／一般／新制度

#### III-1- ② 生命保険

#### ／一般／旧制度

#### III-1- ③ 生命保険

#### ／介護医療

#### III-1- ④ 生命保険

#### ／個人年金／新制度

#### III-1- ⑤ 生命保険

#### ／個人年金／旧制度

#### III-2- ⑥ 地震保険

#### ／旧長期

#### III-2- ⑦ 地震保険

#### ／地震

#### III-3- ⑧⑨ 社会保険

#### ／国民年金・年金基金

#### III-3- ⑩ 社会保険

#### ／上記以外

#### III-4- ⑪ 小規模企業共済等

#### III-5- ⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-2. 「地震保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ **地震保険 / 地震**
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ 住宅借入金控除
- IV 証明書貼付と封入

### Ⅲ-2- ⑦ 「地震保険」 (1/2)

記入場所：地震保険料 の欄

- ⑦- i 各項目を証明書より転記します。  
(証明書に記載されていない項目がある場合は、保険の契約書より転記ください。)

#### ● 記入例

| 保険会社等の名称 | 保険等の種類 | 保険期間 | 保険等の契約者の氏名 | 保険等の対象となった             |         | 地震保険料又は旧長期損害保険料の区分 | あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた <b>剰余金等の控除後の金額</b> ) |
|----------|--------|------|------------|------------------------|---------|--------------------|---|
|          |        |      |            | 家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名 | あなたとの続柄 |                    |   |
| 〇〇損保     | 地震保険   | 1年   | 〇〇 太郎      | 〇〇太郎                   | 本人      | 地震・旧長期             | 30,000  |

証明書等の金額が発行日現在となっている場合で、本年中に継続して支払うときは、12月までの支払分も含めて申告書にご記入ください。  
(証明書に12月までの支払額が記載されているものもあります。)

「地震」の差引保険料合計が50,000円以上になれば、それ以上の金額の申告書への記入・証明書の提出は不要です。  
また、一契約で地震と長期のいずれにも該当している場合は「地震」が「旧長期」かのどちらか一方だけ申告できます。(III-※の「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方ともある場合の比較表をご参照ください。)

使用の用途が「納屋」や、「本人が賃貸している(他人に貸している)家屋」に対する保険の場合は、申告できません。



## Ⅲ-2. 「地震保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け

- III 申告書の記入
- III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
- III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
- III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
- III-1-③ 生命保険 / 介護医療
- III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
- III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
- III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
- III-2-⑦ **地震保険 / 地震**
- III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
- III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
- III-4-⑪ 小規模企業共済等
- III-5-⑫ 住宅借入金控除

- IV 証明書貼付と封入

### Ⅲ-2-⑦ 「地震保険」 (2/2)

記入場所：地震保険料 の欄

⑦-ii 地震保険料控除で「地震保険」に該当するもの の金額の合計を「地震保険料 (の合計)」の欄に記入します。

給与より控除しているものは、原則打ち出しされています。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えている」場合

保険料合計をそのまま合計欄 (太枠内) に打ち出ししていますので、追加の記入・証明書の提出は不要です。

- この打ち出ししている金額が「控除の限度額を超えていない」場合

保険料合計を合計欄 (太枠内) の「横」に打ち出ししています。追加がある場合は、「打ち出しの合計 + 追加した金額」を合計欄 (太枠内) に記入し、また、追加が無い場合は、「打ち出しの合計」を合計欄 (太枠内) に転記ください。

## Ⅲ-3. 「社会保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-3- ⑧ 「国民年金」

### Ⅲ-3- ⑨ 「国民年金基金」(1/2)

記入場所：社会保険料控除 の欄

⑧⑨- i 各項目を証明書より転記します。

#### ● 記入例

| 社会保険の種類 | 保険料支払先の名称 | 保険料を負担している人 |         | あなたが本年中に支払った掛金の金額 |
|---------|-----------|-------------|---------|-------------------|
|         |           | 氏名          | あなたとの続柄 |                   |
| 国民年金    | 日本年金機構    | 〇〇 和夫       | 長男      | 180,000           |

11,12月も納付する場合、それを含めた本年末時点での金額をご記入ください。

扶養家族の方の、老齢年金等から控除された保険料は、従業員本人が負担したと見なされない為、申告できません。

この⑧⑨については、**年金機構から送付される「証明書」**をご提出ください。(コピー不可)



国民年金保険料を13か月分以上前納した場合、次のいずれかで申告できます。(控除証明書は3枚つづりになっています。)

- ・納付された年に全額申告 → 全額記入し、3枚とも証明書を貼付ください。
- ・各年ごとに分割して申告 → 本年の金額のみ記入し、本年の証明書のみ貼付ください。



#### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

##### III-※

##### 生命保険・地震保険の控除額上限

##### III-1- ①

##### 生命保険 / 一般 / 新制度

##### III-1- ②

##### 生命保険 / 一般 / 旧制度

##### III-1- ③

##### 生命保険 / 介護医療

##### III-1- ④

##### 生命保険 / 個人年金 / 新制度

##### III-1- ⑤

##### 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

##### III-2- ⑥

##### 地震保険 / 旧長期

##### III-2- ⑦

##### 地震保険 / 地震

##### III-3- ⑧⑨

##### 社会保険 / 国民年金・年金基金

##### III-3- ⑩

##### 社会保険 / 上記以外

##### III-4- ⑪

##### 小規模企業共済等

##### III-5- ⑫

##### 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-3. 「社会保険料控除」の金額を確認し、記入します

### Ⅲ-3- ⑧ 「国民年金」

### Ⅲ-3- ⑨ 「国民年金基金」 (2/2)

⑧⑨- ii 国民年金および国民年金基金 の金額の合計を、  
「国民年金・国民年金基金の金額（の合計）」の欄に記入します。

記入場所：社会保険料控除 の欄

The form is titled '年分 給与所得者の保険料控除申告書' (Annual Summary of Social Security Contribution Deductions for Salary Income Recipients). It contains several sections for reporting different types of social security contributions. A blue arrow points to the section for '国民年金・国民年金基金' (National Pension and National Pension Fund), which is highlighted in orange in the original image. The form includes fields for the taxpayer's name, address, and various contribution amounts, with sub-totals for different categories like '国民年金' (National Pension) and '国民年金基金' (National Pension Fund).

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1- ① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1- ② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1- ③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1- ④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1- ⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2- ⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2- ⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3- ⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3- ⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4- ⑪ 小規模企業共済等
  - III-5- ⑫ 住宅借入金控除

## IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-3. 「社会保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ 住宅借入金控除
- IV 証明書貼付と封入

### Ⅲ-3-⑩ 国民年金保険料以外の社会保険料（国民健康保険等）（1/2）

記入場所：社会保険料控除 の欄

⑩- i 各項目を支払ったことを証明する「納入書兼領収証書」等のコピー等より転記します。

#### ● 記入例

| 社会保険の種類 | 保険料支払先の名称 | 保険料を負担することになっている人 |        | あなたが本年中に支払った掛金の金額 |
|---------|-----------|-------------------|--------|-------------------|
|         |           | 氏名                | あなたの続柄 |                   |
| 国民健康保険  | 〇〇市役所     | 〇〇よし美             | 母      | 48,000            |

11月期,12月期も納付する場合、それを含めた本年の年末時点での金額をご記入ください。（「納入書兼領収証書」等のコピーの金額に、12月末までに納付する金額を追加した金額を記入します。）

本年中に支払った額が対象となります。**前年の1月期～3月期も忘れずに申告してください。**

扶養家族の方の、老齢年金等から控除された保険料は、従業員本人が負担したと見なされない為、申告できません。

この⑩については、**証明書類（「納入書兼領収証書」等の「コピー」）の提出は不要**です。

## Ⅲ-3. 「社会保険料控除」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ 住宅借入金控除

### Ⅲ-3- ⑩ 国民年金保険料以外の社会保険料（国民健康保険等） (2/2)

記入場所：社会保険料控除 の欄

⑩- ii 国民年金保険料以外の社会保険料（国民健康保険等）の金額の合計を、「国民年金・国民年金基金以外の金額（の合計）」の欄に記入します。

The form is titled '年分 給与所得者の保険料控除申告書' (Annual Income Tax Return (Social Security Contribution Deduction)). It contains several sections for reporting different types of social security contributions. A blue arrow points to the '社会保険料控除' (Social Security Contribution Deduction) section, specifically the row for '国民年金・国民年金基金以外の金額（の合計）」 (Total amount of social security contributions other than National Pension and National Pension Fund). The form includes columns for the type of insurance, the name of the insurer, and the amount paid. It also has summary rows for '国民年金・国民年金基金の合計' (Total National Pension and National Pension Fund) and '国民年金・国民年金基金以外の金額（の合計）」 (Total amount of social security contributions other than National Pension and National Pension Fund).

## Ⅲ-4. 「小規模企業共済等掛金」の金額を確認し、記入します

- ◆ 作成の流れ
- Ⅰ 氏名等確認
- Ⅱ 証明書の確認と仕分け
- Ⅲ 申告書の記入
  - Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - Ⅲ-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - Ⅲ-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - Ⅲ-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - Ⅲ-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - Ⅲ-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - Ⅲ-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - Ⅲ-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - Ⅲ-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等
  - Ⅲ-5-⑫ 住宅借入金控除

### Ⅲ-4-⑪ 「小規模企業共済等掛金」(1/1)

記入場所：小規模企業共済等掛金控除 の欄

⑪- i 小規模企業共済等掛金の金額の合計を、「あなたが本年中に支払った掛金の金額」の欄に記入します。

保険プランが「～共済」という名前でも、「保険の種類」としては「一般の生命保険料」や「介護医療保険」となる場合があります。「保険の種類」が「小規模～」であるか、確認をお願いします。

確定拠出年金は、「ご本人が直接支払っている」分を申告ください。（給与または賞与から控除されている分の申告は不要です。）

### Ⅳ 証明書貼付と封入





## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (2/9)

- ◆ 作成の流れ
- Ⅰ 氏名等確認
- Ⅱ 証明書の確認と仕分け
- Ⅲ 申告書の記入
  - Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - Ⅲ-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - Ⅲ-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - Ⅲ-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - Ⅲ-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - Ⅲ-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - Ⅲ-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - Ⅲ-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - Ⅲ-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等
  - Ⅲ-5-⑫ **住宅借入金控除**

⑫-1 の税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書（本年の分）」に記載されている表に従って、本年の控除額を計算します。

- i 保険料控除申告書への記入の前に、  
税務署が発行する ⑫住宅借入金等特別控除申告書 の本年の分に  
記載の計算方法に基づき、控除額を計算します。

### ● ⑫-1 税務署発行の申告書 の記入例 (1/4)

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| 項目             | 記入内容・例                          |
| 給与の支払者の名称（氏名）  | ××株式会社                          |
| 給与の支払者の所在地（住所） | △△市○○町・・・                       |
| あなたの氏名（フリガナ）   | ○○ 太郎（○○ タロウ）<br>2021年より㊟は不要です。 |
| あなたの住所または居所    | ○○市○○町・・・                       |

この税務署発行の申告書の「一番右下」に打ち出されているものは「初年（1年目）の控除額」です。  
この金額を転記せず、必ず**本年の申告書の表に従って計算した「本年の控除額」**をご記入ください。



## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (3/9)

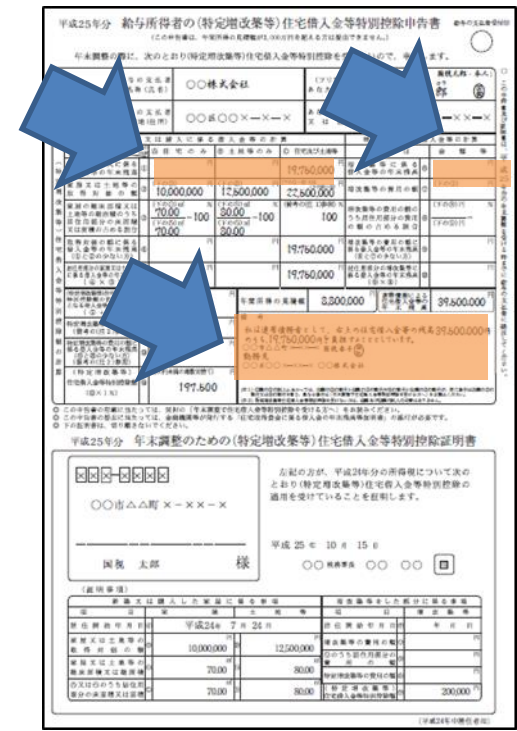
- ◆ 作成の流れ
- Ⅰ 氏名等確認
- Ⅱ 証明書の確認と仕分け
- Ⅲ 申告書の記入
  - Ⅲ-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - Ⅲ-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - Ⅲ-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - Ⅲ-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - Ⅲ-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - Ⅲ-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - Ⅲ-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - Ⅲ-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - Ⅲ-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - Ⅲ-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - Ⅲ-4-⑪ 小規模企業共済等
  - Ⅲ-5-⑫ **住宅借入金控除**
- Ⅳ 証明書貼付と封入

⑫-1 の税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書（本年の分）」に記載されている表に従って、本年の控除額を計算します。

● ⑫-1 税務署発行の申告書 の記入例 (2/4)

| 項目        | 記入内容・例  |
|-----------|---|
| 借入金等の年末残高 | ⑫-2 銀行等からの本年の「年末残高証明書」に記載の本年の年末残高を記入（但し、連帯債務や借換えに該当する方は以下ア)イ)を参照ください。）                  |
| 備考        | ⑫-2 銀行等からの本年の「年末残高証明書」に「連帯債務者」の記載があり、かつ、居住年がH30年以前の場合は、（ご本人でない）連帯債務者が、署名・負担割合による残高金額を記入 |

年末残高について、  
**ア) 銀行等からの本年の「年末残高証明書」に「連帯債務者」の記載がある方**  
**イ) 借換えをされている方**  
 は、銀行等からの本年の「年末残高証明書」の額でなく、これより少ない額が対象となる場合がありますので、必ず、次頁の**ア)イ)**それぞれの内容をご確認ください。



## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (4/9)

⑫-1 の税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書（本年の分）」に記載されている表に従って、本年の控除額を計算します。

ア) 連帯債務をされている方

⑫-2 銀行等からの本年の「年末残高証明書」に「連帯債務者 ○○ はな江」などの記載のある方

連帯債務をされている場合、銀行等からの本年の「年末残高証明書」に記載の残高のうち、「本人の負担分※」のみが対象となります。

● 居住開始年がH30年以前の方  
この場合、税務署の申告書の「備考欄」に、**連帯債務者（ご本人でない）による署名が必要**です。

- (1) 連帯債務者（ご本人でない）のお名前を署名
- (2) " (ご本人でない) の負担割合による  
年末残高金額を記入

● 居住開始年がH31年以後の方  
控除証明書に連帯債務割合が、すでに記載されているため、「備考欄」の記入は不要です。

計算書に記載する「（ご本人の）本年の年末残高」は、「本年の総年末残高」-「（ご本人でない）連帯債務者の本年の年末残高」の金額となります。

※「本人の負担分」  
1年目の確定申告書の本人控除に「連帯債務」の持ち分割合が記載されています。それをご確認ください。

備考欄記入例  
私は連帯債務者として住宅借入金等の残高1,234,567円のうち617,283円を負担することとしています。  
住所：神戸市…  
氏名：○○ はな江  
勤務先：神戸市△区○○ (株)☆☆

上記記入例のときの、  
ご本人の「本年の年末残高」  
（控除額の算出に使用する残高）  
→ 617,284円  
（1,234,567円 - 617,283円）

### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

##### III-※

生命保険・地震保険の控除額上限

##### III-1-①

生命保険 / 一般 / 新制度

##### III-1-②

生命保険 / 一般 / 旧制度

##### III-1-③

生命保険 / 介護医療

##### III-1-④

生命保険 / 個人年金 / 新制度

##### III-1-⑤

生命保険 / 個人年金 / 旧制度

##### III-2-⑥

地震保険 / 旧長期

##### III-2-⑦

地震保険 / 地震

##### III-3-⑧⑨

社会保険 / 国民年金・年金基金

##### III-3-⑩

社会保険 / 上記以外

##### III-4-⑪

小規模企業共済等

##### III-5-⑫

住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入



## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (5/9)

⑫-1 の税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書（本年の分）」に記載されている表に従って、本年の控除額を計算します。

イ) 借換えをされている場合 (1/2)

⑫-2 銀行等からの本年の「年末残高証明書」の本年の年末残高に『借換えされた時の「借換え直前の融資残高(元本)」と「新たに借換えた当初金額」の比率』を乗じた金額を、本年の「年末残高」として、控除を行います。

● **併せてご提出が必要な書類 (2つとも)**

- ・『償還した融資（旧借入金）の「元本」と「経過利息」の金額が分かる書類』のコピー  
→借換える前の金融機関より入手ください。
- ・「特別借入金等特別控除に関する申出書」  
→計算のための書類です。これより5頁後ろに掲載しています。

この2つの書類は、**申告書の裏面や証明書等貼付台紙に貼らない**でください。  
貼らずに、同封してご提出ください。

● **借換え後の償還期間を「10年未満」で契約された場合は、住宅借入金控除を受けることが出来ません。**

例

ローンお取引計算書

お手帳日 平成 年 月 日 (月 日 日 日)

取引店 支店口座番号 合計 ¥18,576,061 円

「元本」と「経過利息」の内訳

| 経過利息      | 元本(金額)        | 手数料       |
|-----------|---------------|-----------|
| ¥18,397 円 | ¥18,535,664 円 | ¥40,500 円 |
| 約定期金      | 元金            | 元金        |
| 元金        | 元金            | 元金        |

【経過利息】

| 計算期間              | 計算元本          | 適用利率(年率) | 経過利息      |
|-------------------|---------------|----------|-----------|
| 03/27 ~ 04/09 14日 | ¥18,535,664 円 | 2.7300 % | ¥18,397 円 |
| 手                 |               |          |           |
| 年                 |               |          |           |
| 戻                 |               |          |           |
| 経過利息計             |               |          | ¥18,397 円 |

住宅借入金等特別控除に関する申出書

(所在地) \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号

(所 属) \_\_\_\_\_

(従業員番号) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

※は、住宅借入金等特別控除を申告するに当たり、住宅借入金等の借換えとしてお申出です。下記内容について申出をします。

記

① 借換え直前の当初住宅借入金等の残高(元本)

| 金融機関名 | 金額 |
|-------|----|
|       | 円  |
|       | 円  |
| 合計    | 円  |

② 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

| 金融機関名 | 金額 |
|-------|----|
|       | 円  |
|       | 円  |
| 以上    |    |

※①については、「元本」と「経過利息」の金額を欄で記載できる事項のメモを併せてください。  
(例)借換え前金融機関の年末残高証明書など)

- ◆ 作成の流れ
  - I 氏名等確認
  - II 証明書の確認と仕分け
  - III 申告書の記入
    - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
    - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
    - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
    - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
    - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
    - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
    - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
    - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
    - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
    - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
    - III-4-⑪ 小規模企業共済等
    - III-5-⑫ **住宅借入金控除**
- IV 証明書貼付と封入





## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (7/9)

⑫-1 の税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書（本年の分）」に記載されている表に従って、本年の控除額を計算します。

● ⑫-1 税務署発行の申告書 の記入例 (3/4)

| 項目                  | 記入内容・例  |
|---------------------|---|
| 取得対価の額              | 同じ税務署の申告書の下の部分に打ち出しされているものを転記                                 |
| 居住用部分の床面積又は面積の占める割合 | 同じ税務署の申告書の下の部分に打ち出しされているものを転記し割合を計算（但し、その割合が90%以上の場合は100%で計算） |
| 取得対価の額にかかる借入金等の年末残高 | 年末残高と取得対価の額を比較し「少ないほう」を記入                                     |
| 居住用部分にかかる借入金等の年末残高  | 取得対価の額にかかる借入金等の年末残高に居住用部分の占める割合を乗じた額を記入                       |



- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ **住宅借入金控除**

IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (8/9)

⑫-1 の税務署が発行する「住宅借入金等特別控除申告書（本年の分）」に記載されている表に従って、本年の控除額を計算します。

● ⑫-1 税務署発行の申告書 の記入例 (4/4)

| 項目                         | 記入内容・例   |
|----------------------------|--|
| 住宅借入金控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高 | 居住用部分にかかる借入金の年末残高を記入（但し、最高値を超える場合はその最高値を記入）                    |
| 特定増改築等の費用の額                | 特定増改築に該当の場合は、同じ税務署の申告書の下の部分に打ち出しされているものを転記                     |
| 特定増改築等の費用に係る借入金等の年末残高      | 特定増改築に該当の場合は、年末残高と取得対価の額を比較し「少ないほう」を記入                         |
| <b>住宅借入金等特別控除額</b>         | <b>住宅借入金控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高に、左側に記載の率を乗じた金額を記入（100円未満切捨て）</b> |



この税務署発行の申告書の「一番右下」に打ち出しされているものは「初年（1年目）の控除額」です。この金額を転記せず、必ず本年の申告書の表に従って計算した「本年の控除額」をご記入ください。

- ◆ 作成の流れ
- I 氏名等確認
- II 証明書の確認と仕分け
- III 申告書の記入
  - III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限
  - III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度
  - III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度
  - III-1-③ 生命保険 / 介護医療
  - III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度
  - III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度
  - III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期
  - III-2-⑦ 地震保険 / 地震
  - III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金
  - III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外
  - III-4-⑪ 小規模企業共済等
  - III-5-⑫ **住宅借入金控除**
- IV 証明書貼付と封入

## Ⅲ-5. 「住宅借入金等特別控除」の金額を確認し、記入します (9/9)

保険料控除申告書に、税務署発行の申告書で計算した本年の控除額を転記します。

ii 保険料控除申告書に、上記⑫税務署発行の申告書で計算した額を転記します。

記入場所・・・住宅借入金控除 の欄

### ● 記入例

| 住宅借入金控除                      | 区分    | 居住開始年月日                 | 本年の控除額        |
|------------------------------|-------|-------------------------|---------------|
| 平成2X年分より控除を受けている<br>(または令和X) | (7) 0 | (3) (西暦4桁)<br>20XX年8月3日 | (4) 100,000 円 |

| 項目      | 記入内容  |
|---------|---|
| 区分      | 住宅借入金控除の種類を記入<br>税務署発行の申告書の右下などに、次の記載があれば、それに該当する区分番号を記入（特に記載がなければ、0:現行 を記入）<br>0:現行 1:特例 2:特定増改築 4:長期優良 6:東日本大震災<br>7:現行(震災重複) 8:特定(震災重複) 9:優良(震災重複)<br>12:現行(特定取得) 13:特定(特定取得) 14:優良(特定取得)<br>16:現行(特別特定) 17:優良(特別特定) 19:震災(特別特定) |
| 居住開始年月日 | 税務署発行の申告書の下の部分に打ち出しされている居住開始年月日を「西暦」で記入   |
| 本年の控除額  | 税務署発行の申告書の表に基づき計算した本年の「住宅借入金等特別控除額」を転記（100円未満切捨）  |

2つ以上の住宅借入金控除を受けられる場合は、お申し出ください。

完済で、本年以降、住宅借入金控除を受けない方は、打ち出しの「区分」と「居住開始年月日」を取消線で消し、余白に「完済」とご記入ください。

#### ◆ 作成の流れ

#### I 氏名等確認

#### II 証明書の確認と仕分け

#### III 申告書の記入

#### III-※ 生命保険・地震保険の控除額上限

#### III-1-① 生命保険 / 一般 / 新制度

#### III-1-② 生命保険 / 一般 / 旧制度

#### III-1-③ 生命保険 / 介護医療

#### III-1-④ 生命保険 / 個人年金 / 新制度

#### III-1-⑤ 生命保険 / 個人年金 / 旧制度

#### III-2-⑥ 地震保険 / 旧長期

#### III-2-⑦ 地震保険 / 地震

#### III-3-⑧⑨ 社会保険 / 国民年金・年金基金

#### III-3-⑩ 社会保険 / 上記以外

#### III-4-⑪ 小規模企業共済等

#### III-5-⑫ 住宅借入金控除

#### IV 証明書貼付と封入

◆住宅借入金等特別控除に関する申出書（借換えをされている方）

この頁のみ印刷して、ご利用ください。 ●この申出書と併せて、『償還した融資（旧借入金）の「元本」と「経過利息」の金額が分かる書類』のコピーをご提出ください。  
●この2つの書類は、証明書貼付台紙等に貼らないでください。（貼らずに、同封してご提出ください。）

住宅借入金等特別控除に関する申出書

(会社名)

殿

(記入日) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(所属) \_\_\_\_\_ (連絡先電話番号) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ (従業員番号) \_\_\_\_\_

私は、住宅借入金等特別控除を申告するにあたり、住宅借入金等の借換えをしておりますので、下記内容について申出をします。

記

I) 借換え1件目

① 借換え直前の当初住宅借入金等の残高（元本）

| 金融機関名 | 金額       |
|-------|----------|
|       | 円        |
|       | 円        |
|       | 円        |
| 合計    | 円 … I-①' |

② 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

| 金融機関名 | 金額       |
|-------|----------|
|       | 円 … I-②' |

③ 住宅借入金特別控除の借換時の残高（次の数式に当てはめて計算してください）

**I-①' > I-②'の場合**  
 本年の住宅借入金特別控除の年末残高 = 『借換え後の住宅借入金等の本年の年末残高』  
 (金融機関からの証明額のまま)

---

**I-①' < I-②'の場合**

I-①' (借換え直前の当初住宅借入金等の残高合計) \_\_\_\_\_ 円

借換え後の住宅借入金等の本年の年末残高(毎年変動) \_\_\_\_\_ 円

I-②' (借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額) \_\_\_\_\_ 円

× \_\_\_\_\_ 円

= 本年の住宅借入金特別控除の年末残高 \_\_\_\_\_ 円

II) 借換え2件目（複数件、借換えをされている場合に記入）

① 借換え直前の当初住宅借入金等の残高（元本）

| 金融機関名 | 金額        |
|-------|-----------|
|       | 円         |
|       | 円         |
|       | 円         |
| 合計    | 円 … II-①' |

② 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

| 金融機関名 | 金額        |
|-------|-----------|
|       | 円 … II-②' |

③ 住宅借入金特別控除の借換時の残高（次の数式に当てはめて計算してください）

**II-①' > II-②'の場合**  
 本年の住宅借入金特別控除の年末残高 = 『借換え後の住宅借入金等の本年の年末残高』  
 (金融機関からの証明額のまま)

---

**II-①' < II-②'の場合**

II-①' (借換え直前の当初住宅借入金等の残高合計) \_\_\_\_\_ 円

借換え後の住宅借入金等の本年の年末残高(毎年変動) \_\_\_\_\_ 円

II-②' (借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額) \_\_\_\_\_ 円

× \_\_\_\_\_ 円

= 本年の住宅借入金特別控除の年末残高 \_\_\_\_\_ 円

※ ① (I-①、II-①) について、「元本」と「経過利息」の金額を確認できる書類のコピーを添付してください。（借換え前金融機関の未償還金計算書など）

◆ 作成の流れ

I 氏名等確認

II 証明書の確認と仕分け

III 申告書の記入

III-※  
生命保険・地震保険の控除額上限

III-1-①  
生命保険  
／一般／新制度

III-1-②  
生命保険  
／一般／旧制度

III-1-③  
生命保険  
／介護医療

III-1-④  
生命保険  
／個人年金／新制度

III-1-⑤  
生命保険  
／個人年金／旧制度

III-2-⑥  
地震保険／旧長期

III-2-⑦  
地震保険／地震

III-3-⑧⑨  
社会保険  
／国民年金・年金基金

III-3-⑩  
社会保険／上記以外

III-4-⑪  
小規模企業共済等

III-5-⑫  
住宅借入金控除

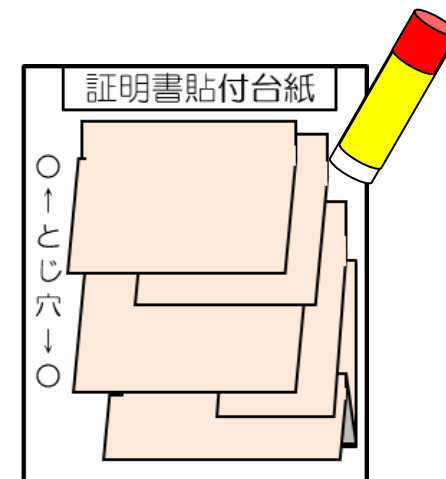
IV 証明書貼付と封入

## IV-1. 証明書等を「証明書貼付台紙」に貼付します

保険料控除等の各種証明書、住宅借入金控除の申告書や年末残高証明書を、  
**「保険料控除証明書貼付台紙」に貼付**します。（糊またはセロテープ）

貼付にあたり、ご注意くださいこと・お願いしたいこと

- 年末調整の各申告書（「扶養控除申告書」「基礎控除兼配偶者控除申告書」「保険料控除申告書」）の裏面に貼付しないように、ご注意ください。
- 「貼付台紙」には、**とじ穴にかからないように、貼付**ください。
- **証明内容が記載されている部分に、できるだけ糊がつかないように貼付**ください。  
(こちらで、ご申告の内容と、証明書の内容が一致しているかを、確認しています。ご協力ください。)



証明書等について、ご注意くださいこと・お願いしたいこと

- **証明書は原紙を貼付**してください。次の3つのケースを除いて、**全ての証明書(原紙)の提出が必要**です。

### 証明書の添付が不要な3つのケース

- ① 給与より控除し、すでに打ち出しされているもの
- ② 生命保険料控除のうち「**旧制度の生命保険料で、かつ、一契約の差引保険料が9,000円以下**」のもの
- ③ 社会保険料控除のうち「**国民年金保険料および国民年金基金の掛金**」**以外**の社会保険料（例えば、国民健康保険料や、ご両親の介護保険料を本人が支払った時の金額）

この3つのケースでないものは、すべて、**証明書提出が必要!**

- 証明書等の**提出が遅れる場合、「証明書貼付台紙」の表側の右上に、種類と提出予定日をご記入**ください。  
後日、証明書提出の際には証明書余白に、所属・従業員（社員）番号・氏名を記入の上、ご提出ください。



## ◆ 作成の流れ

### I 氏名等確認

### II 証明書の確認と 仕分け

### III 申告書の記入

#### III-※ 生命保険・地震保険 の控除額上限

#### III-1-① 生命保険 ／一般／新制度

#### III-1-② 生命保険 ／一般／旧制度

#### III-1-③ 生命保険 ／介護医療

#### III-1-④ 生命保険 ／個人年金／新制度

#### III-1-⑤ 生命保険 ／個人年金／旧制度

#### III-2-⑥ 地震保険／旧長期

#### III-2-⑦ 地震保険／地震

#### III-3-⑧⑨ 社会保険 ／国民年金・年金基金

#### III-3-⑩ 社会保険／上記以外

#### III-4-⑪ 小規模企業共済等

#### III-5-⑫ 住宅借入金控除

## IV-2. 年末調整申告書類等を封入します

この、

- ① 「保険料控除証明書等貼付用紙」
- ② 「給与所得者の 保険料控除申告書」

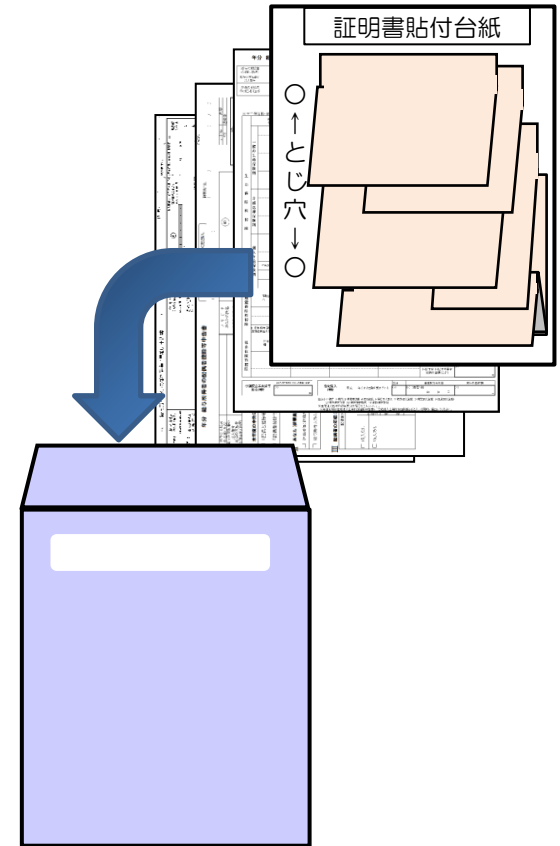
と、

- ③ 「給与所得者の 扶養控除等申告書、所得金額調整控除申告書」
- ④ 「給与所得者の 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書」

の、4つの書類すべてを一緒に封入します。

**貼付する証明書類がない場合も、「保険料控除証明書等貼付台紙」をご返送ください。**

**「保険料控除証明書等貼付台紙」を一番上にして封入してください。**  
封筒の窓から、ご本人のお名前が見えるようになります。



**封入した申告書類等をご提出ください。**  
**申告書を作成いただきまして、ありがとうございました。**

## IV 証明書貼付と封入